

食品に関するリスクコミュニケーション（奈良）

日本における牛海綿状脳症（BSE）対策に関する意見交換会

平成16年11月30日（火）10：00～12：45

奈良県商工会議所大ホール

主催：内閣府食品安全委員会

午前 10 時 開会

(1) 開会

司会(藤本) それでは、定刻が参りましたので、ただいまより日本における牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会を開催させていただきたいと思ひます。

本日は朝の早目の時間帯から、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、本日の意見交換会の開催の趣旨についてご説明させていただきたいと思ひます。

ご承知のとおり、食品安全委員会が昨年の7月に新しく内閣府に設けられましたけれども、食品安全委員会自身の役割といたしましては、食品の安全性に関するリスク評価というっておりますけれども、食品を摂取することを通じて、健康にどのような影響があるのかどうかといったことを評価する機関であります。それを科学的な知見に基づきまして、客観的かつ中立公正に行うのが役割でございます。

設置された背景には、2001年に我が国でもBSEの発生が確認されまして、国民の皆さんの食品の安全性に対する関心が極めて高まったということもあり、BSEそのものについてもいろんな対策がとられたわけでございます。

そういった一連の流れの中で、食品安全行政を強化していくという形で、その評価をしていく部門と、リスクの管理を行っていく分野を分けまして、より客観的に評価をやっていく組織として設けられたということでございます。

そうした経緯もございまして、食品安全委員会が昨年の7月に設置されて以降、まず最初に、下部組織としまして、専門調査会の中でプリオン調査会というものを設けました。そこでは、BSEの専門家あるいはプリオン病の専門家の方々に集まっていたというところでございます。その専門調査会の中におきまして、これまでのBSEに関するリスクとか、あるいは対策の効果などについて検証を重ね、議論を続けてきたという経緯がございます。

そうした議論をプリオン調査会の方でこの9月にまとめまして、「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について 中間とりまとめ」という形の表題がついております。我々はよく「中間とりまとめ」と称してはおりますけれども、そういうものを取りまとめ、9月9日に食品安全委員会の親委員会の方に報告され、了承されたということでございます。

これを踏まえまして、管理機関であります厚生労働省、農林水産省の方では、国内対策

の見直しを検討されまして、その結果を、10月15日に食品安全委員会に対して、諮問と
いいますか、改めて評価要請を行ったということでございます。これを受けまして、現在、
10月26日から、先ほどのプリオン専門調査会の方におきまして、議論を開始している
ところでございます。

こうした中で、本日の会議でございますけれども、先ほど申しました「中間とりまとめ」
の内容につきまして、皆様方の理解を深めていただくということが1点と、あと現在進め
ておりますプリオン調査会、その他の今後の議論の参考にさせていただければというこ
とで、厚生労働省あるいは農林水産省、都道府県の方々の協力も得まして、こういう形で全
国各地で意見交換会を開催させていただいておるということでございます。本日は、ぜひ
とも有意義な会議にしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思
います。

次に、本日の出席者を紹介させていただきたいと思っております。

お手元の資料の議事次第にも名前が載っておりますけれども、食品安全委員会からは寺
田委員長が参っております。また、事務局より富澤評価調整官が参っております。また、
管理省庁の厚生労働省からは広瀬医薬食品局食品安全部企画情報課課長補佐、また、農林
水産省からは姫田消費者情報官が出席しております。

なお、私、ごあいさつがおくれましてけれども、食品安全委員会事務局で勧告広報課長
をしています藤本と申します。本日の司会進行を務めさせていただきますので、どうかよ
ろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、資料の方の確認をさせていただければと思っております。

お手元の封筒の中で、まず最初に「配布資料一覧」というものが入っておったかと思
います。その次に「議事次第」がございまして。あと、資料1、2、3とございまして、まず
資料1が寺田委員長からの説明資料、資料2が厚生労働省からの後ほどの説明資料、資料
3が農林水産省からの説明資料ということでございまして。

そのほかに参考資料というのがございまして。

参考1と申しますのは、先ほどもご紹介させていただきましたように、10月15日に厚
生労働省、農林水産省から、国内対策の見直しについて食品安全委員会に評価要請、いわ
ゆる諮問というものをを行ったわけでございますけれども、その諮問文そのものでござい
ます。

参考2というものは、食品安全委員会が9月にまとめました、いわゆる「中間とりまと
め」の報告書そのものでございまして。

参考3 というのがございますけれども、これは10月26日以降、現在、その後引き続き、11月16日にプリオン調査会で議論を進めておりますけれども、その概要を簡単に紹介したものでございます。

参考4 でございますけれども、ご参考までに用意させていただいております。BSEに関して、私どもの方にいろいろ問い合わせがございますけれども、よくある質問ということで、Q&Aの形で整理させていただいたものでございます。

そのほか、「食品安全」というこういう冊子があるかと思えます。実は食品安全委員会の方で四半期に1回、広報誌的な形を出しているものでございますけれども、先ほどの「中間とりまとめ」をできるだけわかりやすい形で説明、解説できないかということで、特別号という形で作ったものでございます。これも後ほどご参考にしていただければと思います。

そのほか、「ご意見・ご質問(奈良)」ということで1枚入っているかと思えます。これは後ほどもちょっと触れさせていただきましても、休憩を挟んで意見交換会に移りたいと思っておりますけれども、その際、休憩の時間中に、あらかじめご意見、ご質問等がある方はこちらの方にご記入いただいて、提出していただければありがたいというものでございます。

もう1つ、「ご参加いただいた皆様へ」という形で、アンケート形式のものを用意させていただいております。これは今後の意見交換会などの参考にさせていただきたいと思っております。きょうの会議が終わった後、全体のご感想等につきまして、ご記入の上、ご退席いただければありがたいということでございます。

そのほか、委員会のリーフレット、農林水産省あるいは厚生労働省からの参考パンフみたいなものを用意させていただいております。

以上が配布資料でございますが、何か漏れたものがございましたら、担当の者にお申しつけいただければと思いますけれども、大丈夫でしょうか。

引き続きまして、意見交換会の進め方についてご説明させていただきたいと思えます。

「議事次第」をごらんいただければと思います。

初めに「講演」という形で、まず食品安全委員会から寺田委員長より、「中間とりまとめ」などにつきまして説明をさせていただきます。

引き続きまして、10月15日に出されました諮問の考え方につきまして、厚生労働省、農林水産省の方からそれぞれ説明をいただくという予定を、まず前半部で考えております。

その後、10分ほど休憩を挟みまして、皆様との意見交換を1時間程度用意させていただくという進め方で考えております。

休憩時間中には、先ほど申しましたように、質問とかご意見があらかじめある方は用紙で記入いただき、受付の方に提出していただければありがたいと思います。すべてのご意見、ご質問に対応できるかどうかわかりませんが、なるべくそういうものをベースにしながら議論を進めさせていただければ効率的かなと考えております。

また、この用紙に書かれなくても、できるだけ挙手を通じて、その場でご意見をいただく、あるいは質問をいただくという形でも進めたいと考えておりますので、必須ということではございませんので、その点も含みおきいただければと思います。

なお、全体の会議は一応12時半を目途に終了ということで考えております。議事の円滑な進行にご協力いただければと思います。

それでは、早速で恐縮でございますが、寺田委員長、ご説明の方をよろしく願いいたします。

(2) 講演

・プリオン専門調査会における調査審議の経緯及び
「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について
中間とりまとめ」などについて

食品安全委員会委員長

寺田 雅昭

(パワーポイント1)

おはようございます。食品安全委員会の寺田でございます。きょうはこの意見交換会においでいただきまして、本当にありがとうございます。

先ほど司会の藤本の方から説明がございましたように、私たち、内閣府にできました食品安全委員会は、1年ちょっとたちましたか、昨年7月に発足いたしました。それのものになっていますのは、1つは、大きな理由はBSEの問題、それ以外にO-157の問題とか、添加物だとか、いろんな食品に対して国民の皆さんが不安に思われている。そういうことで、こういう評価と、後からちょっと説明いたしますけれども、管理の部門を分けた形で、しかも縦割り行政を避けるということで、内閣の中に評価機関として食品安全委員会ができたわけです。

(パワーポイント2)

BSEの問題が大きな理由でございまして、先ほどいいました「リスク評価」は安全委員会の役割で、こちら側は「リスク管理」、ちょっとかた苦しい言葉ですけども、リスクといいますのは、危険が起きる確率とその度合いという、その両方を含めた言葉で、それになかなかいい日本語がないので、こういう「リスク分析」という言葉をずっと使わせてもらっております。

リスク分析というのは、健康への悪影響の発生を防止あるいは抑制する科学的な手法ということです。何事もゼロリスクはなく、リスクはあるのですが、それをできるだけ抑えるという方法であります。これはヨーロッパでBSEの問題が起きまして、ヨーロッパ各国、特にEUの諸国ではリスク分析の方法を、2年ぐらい前、本当に新しいタイプの方法であって、しかもそれを行政の中に取り入れているということでもあります。

先ほどいいましたように、BSEが1つのきっかけになって、この委員会ができたわけ

です。去年の7月に委員会が発足いたしまして、8月に最初の専門委員会として「プリオン専門調査会」というのができまして、そのときから、BSEの問題についていろいろと議論をしてまいりました。

(パワーポイント3)

細かいことは省きますけど、ずっと来まして、9月6日に「中間とりまとめ(案)」ができまして、これはすべて委員会の自発的な考え方でこの「中間とりまとめ」をつくったわけです。

それができ上がったところで、この前のスライドでわかりますように、管理官庁である厚生労働省と農水省にお送りし、もちろん同時に内容すべてを国民の皆さんに知らせる。それを見られて、正式に農水省と厚生労働省が私どものところへ諮問をしたのが10月16日です。それから、2回目の専門調査会で諮問に関して今議論をしているところであります。その答申を管理官庁に返して、管理官庁はそれを実際に行政に施行していくという形になります。

どうしても行政の管理の方が力が強いのは仕方がないことです。いろんな管理、行政をやっていく上では、莫大な人といろんな国民の世論、それからいろんな外国との話とか、いろいろなことをやっていくのが、行政の中で管理部門の一番大きなところです。

しかし、ともすれば、その過程におきまして科学的な議論が忘れられるというので、評価を別個にして、グローバルなスタンダードで科学的な評価をきちっとやる。それを見て管理官庁は、今現在ではこういう管理の仕方がいいのだろうと政策決定をするわけです。科学ですから年代によって変わっていきますけれど、現在の科学ではこれはベストだということを、私どもの委員会、現実にはプリオンの専門家の先生方がやられて、私どもの親委員会、その内容が間違っていないか、間違っているかということ議論していくことになっております。

(パワーポイント4)

「中間とりまとめの取扱い」、ここに書いてあるとおりでございますけれども、1つっておきたいのは、委員会、プリオン専門調査会も含めまして、すべて公開でやっております。どなたでも申し込みがあれば、先着順ですけれども、すべての方が出席して議論を聞くことができます。

それから、プリオン専門委員会はすべて公開ですけれども、ほかの、例えば特保、添加物、農薬だとか、いろんな専門委員会がございますが、それも原則全部公開です。ただ、

知的財産権あるいはプライバシー等にかかわることに関しましては非公開にします。非公開にしたときには、できるだけ早くプライバシーに関係する部分を黒刷りにしてホームページで出すことになっておりますし、その要旨に関しましても、速やかに公開するということで、すべて独立性、科学性、それから透明性というのが私どもの一番大きな役割でありまして、透明性の確保ということを非常に意識を持って物事をやっているつもりでございます。

(パワーポイント5)

これは「中間とりまとめ」の構成です。

(パワーポイント6)

なぜこの時期に「中間とりまとめ」をボランティアにやったかということです。申し上げましたけれど、まず、この委員会ができた存在理由そのものにかかわることでございますし、既に我が国で、ゼロ歳からのすべての全頭検査で350万頭の検査をやりまして、その結果が集まってきた。この結果を大事にして、これまでの知見、あるいはEUなどの諸外国で新しい知見が出てきましたので、これらを参考にいたしまして、我が国におけるBSE対策、今まで管理省庁がやってこられました措置がどういうものであるかということ、客観的にきちっと記載する。それから、その結果を今後のBSE対策に活用していただきたいというつもりで、「中間とりまとめ」をしたわけであります。

(パワーポイント7)

背景につきましては、BSEのいろいろな発病機構だとか、こういうことがございます。BSEに関しまして、いろんなわからないこと、あるいはわかったことがございますので、そういうことをちゃんと明確化して、きょうの参考資料2にあります「中間とりまとめ」を書いたわけでございます。

(パワーポイント8)

内容に関していいますと、世界でBSEの発生した数は19万頭に近いんですね。これはほとんどがイギリスです。ですから、本質的には、これはイギリスの牛の病気である。アイルランドは1,400頭、こういうふうに書いてございまして、日本では、この「中間とりまとめ」をしたときには11頭、現在は14頭ということになっております。

そのうちの第8例目と第9例目は、23カ月、21カ月と非常に若い牛であります。検査といたしますのは、人がやるような血液検査みたいに、お医者さんのところに行って、血液をとってという検査は残念ながらないわけです。だから、生きたままの牛を検査することは

できない。必ず脳をとって、脳からの検査ですから、死んだ後の検査になります。

それから、もう1つ検査で残念なことには、「感受性」といって、異常プリオンがたまっている牛を全部検出できるわけではなく、検出限界があります。人間でC型肝炎とかいろんな病気がございますけれども、この場合も検出限界があるんです。しかし、それは非常に感度がよくなりまして、ご存じかどうかわかりませんが、PCRだとか抗体の反応なんかも、今は随分感度がよくなって、ほとんどの場合は把握できる。しかし、プリオンの場合は、そういういい方法が今のところないんですね。感受性はそれほどよくないんです。

もう1つは、後で出てきますけれど、細菌とかウイルスとかカビとかで、悪いことをしているのは全部核酸です。DNAとかRNAとかがもとになっていますから、一般的に熱に非常に弱い。だから、今、E型肝炎で問題になっていますように、とにかく生で食べない。熱すれば、まず大丈夫だということになります。

ところが、プリオンはたんぱく質そのものであって、たんぱく質の格好、グニャッとこうなっているんですが、形が変わっただけのもので、これは普通の温度でやっても殺すことができない。それが非常に厄介な問題です。それは133度、3気圧、30分で、普通の家ではとてもできないような強烈な方法、あるいは焼却してしまうとか、そういうことで殺せるということがあります。

話がもとへ戻りまして、日本ではこういう状態であります。

(パワーポイント9)

日本の場合、発生した牛の生まれたときはここに集中しているのと、それから、1999年、2000年の最近の2つの例、それからいわゆる若年齢というのは飼料給与を禁止された後に生まれた牛で、これはどこからどういうふうプリオンが入ってきたのかはよくわからない。

(パワーポイント10)

異常プリオンが牛で一番たまっているのは脳なんです。それから脊髄があって、背根神経節とか眼球、それから回腸の遠位部、回腸の盲腸から大体2メートルぐらいのところにあるということです。

これがどうしてわかったかといいますと、イギリスで、異常プリオンに感染した牛の脳をたくさんの牛に食べさせて、経時的に殺して行って、どこにどれだけ感染が残っているとか、量もいろいろ変えてやった実験が1つあって、そのフォローアップで、現在進行中の2回目をやっています。これはドイツでも同じような実験を今進行中です。

日本でも、筑波にそういうシステムができました。牛ですから、プリオンは今いったようにちょっと嫌らしいものですから、完全に密閉したところで大きな動物を飼うわけですから、大変な実験になるわけです。筑波で施設ができて、今そういう実験が始まっているところであります。

ここに入れましたのは、そういう実験の結果を見ますと、脳に随分たまっているとか、脊髄にたまっている。自然発症した場合も、こういうことが実験結果と一致しているということで、この数字は、少々の差はあるでしょうけれども、大体正しいと思います。

危険部位というのはこういうところであって、たとえ感染しておっても、牛からこういう部分を除いてしまえば安全であるということになるわけです。しかし、実際の現場、と畜場なんかで 100%除くことはできないということで、検査ができるほどたまっている牛に関しては、検査をしてポジティブになったら、牛全体を除いてしまう。危険部位は、検査でポジティブであろうがなかろうが、全部除くということになっております。

(パワーポイント 11)

牛の話が一番もとにあって、それがあって人になるんですけど、人の健康問題がやはり一番大きな問題になるわけです。

バリエーション(変異型)CJDは、6月時点で、全世界で156人ですけれども、やはり英国が146人で一番多いわけです。CJD(クロイツフェルト・ヤコブ病)は、クロイツフェルト・ヤコブという人が見つけた病気です。

もともと孤発性のクロイツフェルト・ヤコブ病というのがあります。それは日本でも大体100万人に1人、110人とか120人ぐらい発生しています。これは世界各国どこでもそうなんですが、牛とは全然関係なく、原因がよくわからない病気です。

それからもう1つは、日本の場合、非常に特徴的で不幸なのは、外科手術で人の硬膜を使うのですが、その硬膜はドイツの会社の硬膜で、それがプリオンに汚染しておって、120人ほど感染してしまったということです。

牛のプリオンから感染したクロイツフェルト・ヤコブ病をvCJDといますが、日本では報告はありません。世界でも、出ているのはほとんどがイギリスにいた人です。カナダやアメリカにしても、イギリスに長期滞在して、その間に食べたものから感染したのだらうと思われています。

イタリアの1人、フランスの2人か3人はイギリスに行った経験がない。フランスの場合は、イギリスと距離的に非常に近いものですから、料理とか食生活で食べたりとかいう

ことがあったのかもわかりません。

(パワーポイント 12)

ここにいろいろ書いてありますので、細かいことは資料を見ていただいたらいいんですけども、イギリスの例で、とにかく 150 人という数があって、牛の数がこれだけあって、いろんな情報が入っています。それを例として、日本はゼロなんですけれども、どれほどのリスクがあるのかということ先生方が計算されたわけです。

(パワーポイント 13)

これは、日本で検査をやったり、特定危険部位を取り除いたりする前の状態、規制とかそういうコントロールを何もしない状態で、既に食べてしまった B S E の感染牛の数を推定しまして、英国の推定から単純計算でどのぐらいのリスクがあるのか。その場合には、遺伝的な要因も考慮に入れて補正しているということです。

(パワーポイント 14)

英国の場合は、今「18 万頭」といいましたけれども、それは臨床的にきちっと見つかったものであって、推定として 100 万頭、人によりますと 300 万頭といわれています。これから判断すると、今は 150 人だけでも、最大限見て、イギリスで 5,000 人出る可能性がある。これは毎年ではなく、ずっとこれから先を見てです。だから、これは最大のところを見ての 5,000 人。

これを使って日本の場合を計算しますと、日本の場合は規制がないときに食べた感染牛は 5 ~ 35 頭ぐらい、多目に見ても 50 頭ぐらいは食べた可能性がある。それから見ますと、1 億 2,000 万人のうちの 1 人ぐらいである。これは 10 年間とか毎年の話じゃなくて、ずっと見てです。

それから、ここに書いていますように、これは過去のリスクです。2001 年からは危険部位を取り除いてやっていますから、リスクはこれの 10 の 2 乗オーダー、1 / 100 ぐらい少ないだろうという話です。

もちろんこの数は推定ですから、ひょっとしたら 100 ぐらいになるかも知れません。いろんな計算法があって、いろんなことをやっていますが、大体のところは、全然規制がなくてもこれぐらい、あるいは規制がある今現在の状態であれば、もっともっと低いというのが推測される数で、現実にそういうことだろうと私も思います。

(パワーポイント 15)

これは後から管理官庁の厚生労働省さん、農水省さんがいわれますけれど、現在行われ

ている人へのリスクの回避措置ということで、いろんなところで、たとえ検査で見つからなくても、万々が一、いわゆる危険部位に入っている異常プリオンが人の口に入らないように、それから、牛から牛への感染が起こらないような措置をいろいろとやっているということでもあります。

(パワーポイント16)

その結果、「中間とりまとめ」といたしましては、SRM除去・BSEの検査は、人に対する危険を非常に減らして結構な話である。それから、もっと根本的にありますのは、飼料の管理、それからトレーサビリティ、どこで生まれて、どうなって、どうなってということもきちっとやる必要がある。今もやっているけれども、こういうことの担保は、本当にやっているのかということをきちっとやっていく必要がある。

それから、リスク牛も検査をしていく必要がある。今もやっておるわけですが、それがきちっとやっているかどうかの担保は必要です。そうすると、今よりもリスクを低減することができるのではないかという話です。

(パワーポイント17)

BSE検査と申しますのは2つの考え方があって、1つは、BSE感染牛を食物連鎖から排除する。これはスクリーニング法で見つかるようなたくさんたまっている牛を一々危険部位を除いて、残りの部分もきちっとやったら大丈夫だというのではなく、それにひっかかったら全部除いてしまう。要するに焼却してしまうのです。

それから、もう1つは、スクリーニングで日本の中でどれほどの牛がBSEのプリオンに感染しているのか。それから、現在やっている規制の方法が有効に働いているのか。もし有効に働いていなかったら、どんどんふえていきますし、有効に働いていたらずっと減っていくはずですから、そういうことのスクリーニング。

サーベイランスの方法で、そこに「死亡牛」と書いてありますけれど、健康牛もサーベイランスと両方の意味でやっていますし、スクリーニングの方は、検査で見つかる牛は排除してしまうということです。

何回も申しますけど、検査しても見つからない量のプリオンを持っている牛がいるわけです。いっぱいとはいいませんが、可能性はあるんです。だから、検査が第一義的ではなく、危険部位を除くことが第一義的なことです。それを補完する意味で、たくさんプリオンを持っているものは当然検査でひっかかりますから、それは人の口の中、あるいは牛から牛へ感染するサイクルから外してしまうというのが現実であります。

(パワーポイント 18)

いいましたけれども、ここで感染しまして、BSEが発症した。この間には、一般的には検出できない部分が最初のころにはあるということでもあります。その部分をよく理解しないと、検査をやれば全部大丈夫だ、お医者さんのところへ行って血をとって、肝臓の検査をして「大丈夫ですよ」といわれるのと同じように考えられたら、それは違う。

しかも、牛に対して申しわけないですけど、人間の場合のように、「あんたは大丈夫ですよ」と牛にはいえません。牛はもう死んだ後の話です。生き返らせるわけにいきませんし、殺して脳を検査しないとできないということで、ずっと長い将来は、そういう方法ではなく、生きたままできる。それから感受性を上げる。世界中の人が一生懸命努力をしているのは確かですけども、現在のところではできない。

(パワーポイント 19)

こうすることで、21、23カ月齢という若い牛が日本で見つかりました。しかし、これは異常たんぱく質は本当に少なく、1/500～1/1000のぐらいです。細かいことは質問があったらまたいいですけど、私は最初のデータを見たときに、確かに異常プリオンがたまっているんですけども、量がものすごく少ないんです。それから、1カ所についてそこはポジティブでも、2カ所、3カ所とやると、そこにはないんです。ですから、非常に初期のころのまばら状にあったような状態で、よく見つけれられたと思います。

こういう状態は、ちゃんと濃縮して検査すると、ほかにもあるかもわからない。それを見逃しておっても、そのぐらいの量であれば、SRMをとっているから大丈夫だという考え方です。

(パワーポイント 20)

このSRMを食物連鎖から排除できれば、人へのリスクのほとんどは低減されるということでもあります。

それからもう1つは、つい最近、1カ月ほど前に、日本の研究者が非常にたくさんの異常プリオンがたまっている牛の末梢神経からも検出しました。量は非常に少ないんですけども、専門調査会の委員の先生の一員がそういうことを見つけられまして、外国との共同研究も含めまして、その意義に関してはこれからやっていくということでもあります。

(パワーポイント 21)

SRMには、ピッシングという非常に厄介な問題がありますけれども、検討していく必要があるのではないかとということを管理官庁の方に申し上げたということです。

(パワーポイント 22)

各国を見ますと、「サーベイランス」とか何とか書いてございますが、日本は健康牛すべてと書いてありますのは、ゼロ歳から全部です。EUは30カ月以上のものをやっている。ドイツ、フランス、イタリアとかは24カ月以上ですけれども、フランスは、24カ月から30カ月につい最近上げました。ドイツは24カ月から30カ月に上げようとしています。イタリアはどうなっているか、やっぱり24カ月のままかな。それから、日本の場合はリスク牛もゼロ歳からで、EUは24カ月以上です。

それから、私どもは日本国内の評価をしたのですが、去年の12月23日か24日に米国でBSEが1匹発生しまして、貿易をストップしました。その交渉との関係で、いろいろご意見、ご質問に出ることがありますが、それは直接的には、私どもはそういうつもりでは全然やっていなくて、日本の国内対策をやっているのですが、結果としまして、日本国内の検証あるいは評価をしたら、それと同じような安全性を米国に求めるのは当然ですから、そういう意味では間接的には関係している。その場合、管理官庁がやっておられて、情報を集めるために、私どもはオブザーバーの形で参加しているんです。

日米の問題に関しましては、向こうの条件がはっきりわかった段階で、農水省、厚生労働省さんの方から、国内対策と同じように、「こういう条件でアメリカからの輸入再開をしようと思うが、いかがか」ということの諮問が、私どもの委員会に来ると明言されておりますので、諮問が来た段階で、厳正にその評価をしようというふうに考えております。

(パワーポイント 23)

こちらはSRMの範囲をこういうふうに書いてございますが、ヨーロッパは大体12カ月以上、扁桃とか腸はちょっと日本と違うところがございましてけれども、日本は全月齢、ゼロ歳からすべてということであります。

(パワーポイント 24)

アメリカのをずっと省いていますのは、アメリカの対策は一般的にいわれていることを記載しているのであって、とてもこのままの状態では日本と同等ではございませんし、いろいろ交渉の段階で、ある部分を変えるとか、改善はしています。そこまで立ち入ったら問題かもわかりませんが、アメリカは毎年3,900万頭~4,000万頭殺しているわけです。だから物すごく大きなところで、その全体をどうするかというのは大変難しいと思います。それはアメリカの問題であって、日本へ入ってくるのはどうするかというのは、また別個の問題だというふうに考えています。

何回も同じことの繰り返しになりますので、読んでもらえばいいので省きます。

(パワーポイント 25)

結論はここに書いてございますとおり、ポイントは今のコントロールの方法、危険部位を除くこと。検査をすること。それから飼料の汚染防止をより徹底して、いわゆる B S E の牛がふえるのを防ぐこと。それからトレーサビリティといいますが、どこで生まれて、どうなってという出生からのあれをきちっとやること。それから、死亡牛も、これは食べるわけじゃないんですけども、きちっと検査をして、B S E にかかった牛が全体としてどれほどいるかを把握することが大事で、その担保をきちっととっていくことが大事であるとしています。

日本はアメリカに比べて少ないといっても、たくさんの方々がこの仕事をやっておられていまして、いろんな現場の問題があると思いますので、できる範囲内で、そういうことを管理官庁にやっていただくようにということであります。

(パワーポイント 26)

結論は細かい字が書いてありますので、資料を見ていただければわかると思います。

今いいました管理の問題、それからもう1つは、何度も繰り返しますが、計算の方法はいろいろあると思いますけれど、とにかくリスクはそれほど大きくないということ。普通のスποラディックな C J D、スポラディックというのは、孤発性に原因が不明で起きることです。もともといわれていましたクロイツフェルト・ヤコブ病は、毎年大体 100 万人に 1 人、すなわち日本全体で 100 人ぐらい不幸なことに発生しています。

牛から来たものは、日本では今のところ発生していない。発生する可能性はないとはいいませんけれども、可能性はかなりかなり低い。今いっています閾値とか何とかというのは、あれは規制のない状態であって、しかも毎年の話じゃなく、ずっと今後の話をしているわけです。

しかし、C J D という病気は、今治療法がないんです。だから、神経の病気はほとんどすべてそうですけれども、やっぱり悲惨な病気です。そういう面では非常に注意深くやっ
ていかないといけないし、世界中のいろんな調査の結果、研究機関の結果を注目しながら、今まで以上のことを、目を離さずにやっていく必要があるというふうに考えております。

以上、非常に急ぎましたけれども、お話をさせていただきました。どうもありがとうございました。(拍手)

司会 ありがとうございました。

続きまして、諮問の考え方の説明をお願いしたいと思います。

まず最初に、厚生労働省の広瀬企画情報課課長補佐よりお願いいたします。

・ 諮問の考え方等の説明
B S E 国内対策の見直し
「食品安全委員会への諮問の考え方」

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課課長補佐

広瀬 誠

(パワーポイント1)

紹介いただきました広瀬です。

ただいま寺田委員長の方からご説明がありましたように、9月9日に食品安全委員会より日本における牛海綿状脳症対策についての「中間とりまとめ」というものが出されました。これを受けまして、管理官庁、厚生労働省、農林水産省の方で国内対策の見直しについて検討を始め、その検討の考え方なども示しながら、9月下旬から10月上旬にかけて、7カ所で意見交換会を開催させていただいたところです。

そういった中では、これからご説明させていただきますけれども、SRMの除去をもっと徹底してほしいというお話とか、ピッシングという、頭にワイヤを差し込んで神経を破壊する操作があるんですが、そういったものの廃止にも取り組んでほしいというようなご意見、それから飼料規制を徹底してほしいというご意見をいただいております。さらに検査については、BSEの検査を引き続き全月齢で実施してほしいというご意見があった一方で、その科学的事実に基づいて、ある一定の月齢以下については検査をしなくてもいいんじゃないか、それはSRMの除去で安全性は担保されているんじゃないかというような両方のご意見をいただいているところです。

検査を継続してほしいという意見が多かったこともありまして、今回諮問させていただいた中では、引き続き地方自治体の方で検査を継続したいというところがあった場合には、国の方で補助をするという当面の経過措置もあわせて行うということも、一緒に諮問の中に書かせていただいた次第でございます。

それでは、国内対策の諮問の考え方につきまして、BSE問題の経緯等も含めながらご説明させていただきたいと思っております。

(パワーポイント2)

これがBSE問題の概要ということでございますが、まず、BSEというのは牛の病気

でございます、牛から牛にうつるということでございますが、牛がいたときにすぐ隣の牛に空気感染するとかそういうものではなく、プリオンで汚染された牛の肉骨粉がまた牛に投与されることによって、いわゆる食物連鎖の過程の中で、牛の中で感染が拡大していったという性質のものでございます。

これにつきましては、今後、姫田情報官の方からもご説明があるかと思いますが、肉骨粉を牛に与えないということでの感染拡大の輪は断ち切れ、かつBSEの牛自体がいなくなるということになると思います。

食肉の安全対策については、国内のものについては、実際と畜場の方で解体されている牛について、SRMの除去と検査ということで、安全な肉だけが流通するようになっていきます。

それから、外国から入ってくるものについては、現在BSE発生国からの牛肉の輸入についてはとめておりますし、安全なものだけが供給されるということで、人への感染、これはBSEではなくて、変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病という人の病気の発生を防ぐことができるということかと思えます。

(パワーポイント3)

これは、BSEが起きた後、どんな対策を講じたかです。

皆さんご存じかと思いますが、平成13年9月に第1例目の牛が発見されまして、これは全頭検査ということではなくて、BSEの疑いのある牛を検査したところ、BSEであることが確認されたということですが、それ以降、10月18日から、と畜場で解体される牛について全頭検査を始めました。

同じく18日からですが、と畜場で、頭部、脊髄、回腸遠位部、これはまた説明いたしますけれども、SRMと呼ばれている部分について焼却することを義務化したわけでございます。

それから少し時間がたっておりますけれども、ことしの2月になりますが、BSE発生国からの脊柱について、食品使用を禁止したところでございます。

(パワーポイント4)

次に、と畜場におけるBSE対策がどうなっているかということですが、今お話しいたしました特定危険部位の除去、焼却というのがございます。これは、これからまたスライド等で流れを示しますけれども、まず最初に、搬入された牛が処理されていく過程で、これらのものは枝肉から除かれていきます。頭の延髄門部からBSEスクリーニング

検査を行うわけでございます。

この間、検査中のものは外に持ち出し禁止となっております、枝肉は、このと畜場の中にとめ置かれている状態でございます。スクリーニング検査で陰性となったものは、当然食肉としての流通がどんどん進んでいきますが、スクリーニング検査で陽性が出たものについては、延髄門部のサンプルを別のところに送って、確認検査をしているわけです。

これはウェスタンブロット法と免疫組織化学検査、この2つの方法で確認をしておりますが、いずれかが陽性となった場合には、陽性という形で診断されて、枝肉が焼却されてしまう。もともとSRMの部分はここで焼却されておりますけれども、残った牛の枝肉の部分についても、陽性になれば焼却されてしまうということでございます。要するに、陽性がとなったものについては食肉として流通しないということでございます。ここで陰性になれば、とめ置かれていた肉が初めて流通するということでございます。

(パワーポイント5)

現在、各都道府県の食肉衛生検査所は115機関ありまして、と畜場自体は161施設ありますので、1つの衛生検査所で複数の施設を見ているところもあるということでございます。そこには、と畜検査員が2,152名おります。

(パワーポイント6)

平成15年7月に食品安全委員会が設置され、この直後から、安全委員会発足の経緯にもなったということで、BSE問題について検証を進めていく必要があるんじゃないかということで検討が進められてきたわけですが、平成16年2月以降、特に精力的に、BSE対策全般について、中立公正に科学的な評価・検証を行っております。9月には「中間とりまとめ」が公表されました。

(パワーポイント7)

いただいた評価の総論の部分でございますけれども、やはりBSE感染牛はまだ何頭か確認される可能性はあると推定されているわけですが、BSE感染牛が食物連鎖に入り込んだとしても、人に感染するリスクは、現在のSRMの除去と検査によって効率的に排除されていると推測されているということでございます。

(パワーポイント8)

各国のSRMの範囲でございますが、米国、EUで、それぞれ対象としている範囲が違います。部位としては、こういう同じような部位なんですけれども、日本はすべての月齢において、これを除去しているということがございます。唯一、腸につきましては、米国、

ヨーロッパの方が小腸や腸、腸間膜など、全月齢のものを対象として、小腸全体を対象としておりますが、こちら日本では、全月齢ではあるんですけども、回腸の遠位部、盲腸のところから2メートルのところを危険部位というふうにしております。

これは、小腸とか回腸全体が危険という知見はもともとないんですけども、米国、ヨーロッパの方では腸を食べる習慣がないので、いっそのこと腸全体を危険部位にしておうということがあったというふうに聞いております。

(パワーポイント9)

これがSRMのそれぞれの写真でございますけれども、これが牛の頭、今逆さになって台の上に置かれている状態でございます。この上に乗っているのが舌の部分で、ここはSRMではないんです。舌と頬肉のところはSRMからは除かれておりますが、ここにちょっと見えるのが歯ということです。

こちらが脊髄、それから背根神経節のところです。それから、こちらは回腸遠位部ということで、先ほどお話ししました盲腸のところから2メートルは切って、特定危険部位として処理している。それから、脊柱も外しているということでございます。

(パワーポイント10)

SRM処理の現状でございますけれども、食肉処理における管理要領というものが定められておまして、それに基づいて除去されているところでございます。

まず、容器は専用のものを使って保管するということが、それから機械器具等については洗浄消毒をする。SRMがきちんと除去されているかについては、と畜検査員が確認をしているということと、除かれたSRMについては完全焼却、これは800以上ということで、完全に焼けてしまうわけです。この800というのは、そもそもダイオキシンが出ないようにということで、非常に高温で焼却をしております。

それから、SRMそれぞれのことについてですけど、頭部、これは扁桃も含まれておりますが、舌と頬肉は食用可ということで、SRMからは除いております。その際、舌が扁桃にくっついてしまうと汚染されてしまうので、接触しないように除去するようにということで指導させていただいております。

それから、脊髄でございますけれども、これからまた図が出てきますが、背割りといって、牛を半分に真っ二つにしてしまうんですが、その際、切るときに脊髄が飛び散らないようにということで、背割り前の脊髄除去ということでございます。これは現在と畜されている牛の数のベースで、約9割でこの脊髄除去ができていているという状況でございます。

また、高圧洗浄による汚染除去ということがございますので、背割り前にできていないものについても、この洗浄により汚染が除かれる効果があるというふうに確認されております。それから、回腸遠位部、先ほど説明いたしました2メートルのところ、それから脊柱ということでございます。

(パワーポイント11)

これがまず、と畜場に搬入された状態の牛で、まだ生きている状況でございますが、これからスタンガンというもので眉間のあたり衝撃を与えて気絶させるわけです。気絶した後、牛は気絶しているだけです。ここにピッシングをするワイヤがありまして、これをあいた穴のところから牛の神経のところに差し込んでいって、神経を破壊するというところをします。

これをしませんと、実は気絶している牛ですが、放血といって、牛の血を抜いたりとか、皮をはいでいく過程で、牛がビクビクというような感じで、反射で牛の足が動くということがあります。牛は700キロ近い体を支えているわけですので、その足がポンと動くと、実際鋭い刃物を持って牛の解体を進めておりますので、そういった方のけがにつながるということで、まだピッシングというものが一部行われているようなことがございます。

これについては、いわゆる神経組織からほかの組織へのプリオンの汚染を広げる可能性があるということで、中止する方向で現在指導させていただいているところでございます。

次でございますが、こちらは脊髄の吸引除去ということで、これはこちらの方が多分後ろ足になるんですけれども、逆さになって、皮もはがれた状態で、頭も落ちておりますが、ここにある脊髄のところから管のようなものを差し込んで、吸い込んで吸引除去をしているということでございます。

これが終わった後、洗浄水をかけながら、背割りということで、両方の足の間を真っ二つに背骨のところまで切っている。これについても鋸くず飛散防止などを図っているということでございます。

(パワーポイント12)

こちらの方にありますのが、背割り鋸くずの回収スクリーンということで、こちらは、実際、脊髄硬膜などは枝肉の方にくっついていっている部分がありますので、それはさらに入念に人の手で除去されるということでございます。さらに、枝肉については、先ほど洗浄している部分がありましたけれども、そういったところからの鋸くず片についても回収はされるということでございます。

(パワーポイント 13)

ここでと畜検査員が、洗浄後に枝肉に脊髓片とかがくっついていないかどうかをきちんと確認して、切る刃物とか、器具、長靴等は専用の容器に保管しているということでございます。

(パワーポイント 14)

S R Mの除去についていただいた評価でございますけれども、現在、検出限界以下の牛、検査には検出限界があるということで先ほどご説明いただきましたが、そういったものを検査対象から除外するとしても、現在やっておりますような全月齢を対象として、特定危険部位(S R M)を除くという措置を変更しなければ、人がV C J Dにかかるというリスクが増加することはないのではないかということで評価をいただいております、やはり引き続き全月齢からS R Mを除去するということにいたしております。

(パワーポイント 15)

S R M除去に関する検証結果2でございますけれども、引き続きS R Mの除去、それから交差汚染防止の指導を行うとともに、その実施状況を定期的に検証するなど、その実施が担保されるような仕組みを構築すべきだというご意見もいただいておりますので、と畜場におけるS R Mの除去状況の定期的な検証や、それからS R Mによる汚染防止のための措置の評価方法の研究開発を継続して進めるということにしております。

(パワーポイント 16)

こちらは、各国におけるB S Eの検査体制でございます、日本は食肉検査ということで、健康牛はすべて、それからリスク牛もすべてですし、死亡牛については24カ月以上を対象としております。米国はもともとサーベイランス。E Uはサーベイランスと食肉検査で、健康牛については30カ月以上、一部24カ月以上のところがございまして、あと、リスク牛はこういうことになっております。

考え方が、米国、E Uとは若干違うということで、日本は食肉検査ということで、こういうような措置をしておりますが、今回の「中間とりまとめ」を受けて、20月齢未満のものについては除いていくことになるかと思っております。

(パワーポイント 17)

B S Eの全頭検査を始めた背景には、平成13年10月当時、その前の9月に第1例目の牛が出たわけなんです、そもそも牛の月齢を正確に確認することができておりませんでした。と畜場に搬入されてくる牛が一体何月齢なのか、正確にはわからない中で、例えば

30月齢とか24月齢で切るときに、どうやってそれが30月齢なのかということ判断するのかというのがあったということが1つあります。

それから、当時は検査もされていませんでしたので、日本にどのくらい汚染があるかは全然わからなかったという状況です。それから、国内初のBSE感染牛が発見された直後ということで、検査をした肉としていない肉が流通することについて、強い不安があったということなど、もろもろの理由がございまして、やはりこれは全頭検査した方が良いのではないかとということで開始したわけでございます。

(パワーポイント18)

先ほども少し説明させていただきましたが、まずスクリーニング検査で調べて、陽性となったものについては、さらにこの2つの方法で確認検査をするということでございます。

(パワーポイント19)

これは、と畜場におけるBSE検査の概況でございます。

先ほどのこの辺に多分牛の頭が逆さになってあると思いますが、その延髄から頭のところにつながっている延髄の門部というところから、スパーテルというスプーンで牛の組織を取り出します。安全キャビネットを使ってやるわけですが、これを細かく粉砕したりとか濃縮したりとか、いろんな操作がかかります。

さらに精製するなどして処理できたものがこちらのキットの上に乗せられて、検査キットによるたんぱく質の検出が行われるわけですが、ここに持ってくるまでの操作に4～5時間かかるという、結構手間がかかるものでございます。1頭、1頭まじらないようにやらなければいけないので、非常に手間がかかるということでございます。

(パワーポイント20)

現在用いておりますBSEの簡易検査キットでございますが、こちらはEUにおいて評価されているBSEの簡易検査のキットで、現在、日本のと畜場で使用可能なものはこのようなもので、同じようなものを使って検査をしているということでございます。

(パワーポイント21)

こちらはスクリーニング検査ではなくて、確認検査の方の事例でございます。

こちらが流しているのは、多分「コントロール」といって、陽性対象群でございますけれども、このように3本のバンドが見えます。これは分子量が異なっておりますが、このようなものが確認されると「陽性」と判定されます。

それから、こちらは免疫組織化学検査でございますが、この茶褐色の部分が異常プリオ

ンたんぱく質であるということでございます。

(パワーポイント 22)

と畜場における B S E 検査の結果でございますけれども、370 万頭ぐらいになっております。国内では、現在、14 頭が B S E と確認されております。

(パワーポイント 23)

確認された 14 頭の内訳ですけれども、それぞれ確認された年月日はこのようにばらけておりますが、その牛が生まれた年は大体平成 7 年とか 8 年のころ。年度で切ると、この辺も平成 7 年度になりますので、平成 7 ~ 8 年度に大分集中しているということがございます。

ちょっと違うのが 12 頭目のところと 14 頭目のところ、それから先ほども説明のありました若齢のところ、飼料規制後に生まれているといわれている、8 頭目、9 頭目の牛が平成 13、14 年のところにおります。品種は、ホルスタインのという状況です。

(パワーポイント 24)

出生年分布ですが、平成 7、8 年度、これは年度で分けていますので、こういうところに集中しているということと、ここにポコポコとあるのと、あとはこの 13 年度のところに若齢の牛がいます。

(パワーポイント 25)

このように、発生年で見ると、確かに 13 年でこう、14 年でこうということで、牛の発生が確認されておりますが、恐らくその牛が感染しているのは、さらにずっとおろしていった平成 7 ~ 8 年のころだということでございます。

こちらが若干新しく出ている若齢のところで見つかったものと、あと、16 年に見つかったこの 2 例は、これらとはちょっと別のグループということだと思います。

(パワーポイント 26)

検査についての検証結果でございますけれども、検出限界以下の牛を対象から除外するとしても、先ほどありました S R M の除去を変更しなければリスクはふえないということでございます。しかしながら、検出限界が、B S E 感染牛の潜伏期間がどの期間から発見することが可能となって、それが何月齢の牛に相当するのかが、断片的な事実しか得られていない。

ただ、350 万頭に及ぶ検査をしたところ、感染牛 9 頭、この当時、21、23 力月齢の 2 頭の牛が確認された事実を考えれば、21 月齢以上のものについては、現在の検査法で検出で

きるのではないか。

(パワーポイント 27)

さらには、21 月齢、23 カ月齢で発見された牛は、プリオンたんぱく質の量がほかの感染牛と比べて、1 / 500 ~ 1 / 1000 という非常に微量であったということ。それから、350 万頭に及ぶ検査をしたところで、20 カ月以下の牛が確認できなかったということで、検査対象月齢としては 21 カ月齢以上で、20 月齢以下は検査対象から外すということが考えられるのではないかとということでございます。

(パワーポイント 28)

さらに、調査研究ということについても推進すべきということがございまして、現在、厚生労働科学研究(食品安全確保研究)事業の中でこのような研究を行っております。検出感度の問題で、今回、プリオンの検査の方は外すということでございますので、引き続き、高感度・迅速検査法を開発することを目指しております。

それから、BSE について、感染牛由来の材料及び実験動物を用いた感染ですとか、発症機構についても検討を進めるということや、と畜場の汚染防止についても検討をするということで、研究を進めていくこととしております。

(パワーポイント 29)

検査法については、今お話ししたような検出限界の改善とか、今は、と畜した後、要するに、牛の頭を外した後の延髄の門部からやっていますけれども、牛の生体から採集した組織とか血液を用いた生前検査法ができないだろうかという研究が進められるべきではないかというようなことがございました。これを踏まえて、高感度・迅速検査法の開発と、感染メカニズムの解明などということで推進していくこととしております。

(パワーポイント 30)

リスク管理機関といたしましては、食品安全委員会での評価・検証結果を尊重させていただき、かつリスクコミュニケーションを現在も含め、各方面でいろいろやるということです。

これは先ほどお話ししたように、諮問の前に 7 カ所で意見交換会をさせていただいたわけですが、10 月 15 日に諮問させていただいたものについては、SRM の除去を徹底するというのと、検査の対象月齢が 21 カ月齢以上、それから調査研究を推進するというものでございます。

(パワーポイント 31)

これが食品安全委員会に健康影響評価をお願いした諮問書のものでございますが、画面のものは見づらいかと思えますけれども、きょう、参考1ということで書面は添付させていただきますので、ご興味ございましたら、眺めていただければというふうに思います。

簡単でございますが、以上です。(拍手)

司会 どうもありがとうございました。

続きまして、農林水産省より姫田消費者情報官、お願いいたします。

BSE根絶のための飼料規制について 「食品安全委員会への諮問の考え方について」

農林水産省消費・安全局消費者情報官

姫田 尚

(パワーポイント1)

ご紹介いただきました農林水産省の消費者情報官をしております姫田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど厚生労働省の方から検査の話、そして特定危険部位(SRM)の除去の話がございました。私は、もう1つの大きなセーフティネットであります、いわゆる飼料規制についてお話をいたします。

厚生労働省と同じように、飼料規制についても食品安全委員会の「中間とりまとめ」の中でご指摘いただきましたので、それに対応して、今回の飼料規制の強化を諮問したところでございます。

BSE対策につきましては、いわゆるスクリーニング検査とSRMの除去、そして飼料規制、この3つが大きなポイントになっています。それぞれがそれぞれだけで完璧になることはありませんけれども、それぞれがそれぞれの場合にリスクを十分下げていることが考えられます。

ですから、よく全頭検査をしないといけないというようなご議論もございますが、検査だけで安全性が確保できるわけでもありません。あるいは、SRMの除去さえすれば大丈夫なんだというご議論もありますが、これもSRMの除去が完璧に行われればいいわけですが、完璧に行えないということがございますので、それだけで安全が確保できるわけでもありません。それぞれがリスクを大幅に下げることができるということです。

そして、飼料規制についても、完全にやれば、我が国の牛からBSEが根絶してしまえば、それは安全になってくるわけですが、これも徹底的にやらないと、なかなかBSE根絶までに至らないということがございますので、それは今後徹底させていこうということでございます。

(パワーポイント2)

これはBSEの発生状況ということで、今までお話がありましたが、ただ、この8頭目、

9 頭目、これは先ほどから委員長のお話、あるいは厚生労働省の広瀬さんのお話からも、13 年 9 月に我が国で初めて B S E の感染牛が発見されたわけですが、その後、飼料規制を強化したわけですが、その後の 13 年 10 月、14 年 1 月に生まれた牛ということです。ですから、飼料規制の強化が不十分だったのではないかとということもございまして、今回、さらに飼料規制を強化していくということにしております。

(パワーポイント 3)

これは世界の B S E の発生状況です。

赤く塗られている国が B S E の発生が報告されている国です。これは O I E (国際獣疫事務局) の地図からとったんですが、ただ、O I E のものはアメリカが白く抜けております。というのは、アメリカの場合は、2003 年 12 月に確認されたものがカナダで生まれて、それがアメリカに移動したものでございます。ですから、そういう意味では、O I E の基準からすると、アメリカは非発生国ということをしております。

ただ、私どもの専門家がことしの 1 月にアメリカ、カナダを調査しております。そのとき、あるいはアメリカが招請いたしました国際的な専門家の調査においても、カナダとアメリカの間はそれぞれ牛が非常に頻繁に行き来しているということ、それからもう 1 つは、肉骨粉も流通していたということがございます。ですから、カナダで 2 頭起こったのではなく、カナダとアメリカを含む北米地域で 2 頭発生しているという考え方をとっております。

ですから、私どもの方でアメリカを赤く塗らせていただいております。ただ、アメリカは最近になって、非発生国だという主張を始めているという状況でございます。

(パワーポイント 4)

これが各国の初発年ということで、イギリスとかアイルランドとか、今多く起きている国が初めのころに発生しております。最近は、余り頭数は多くないんですけど、世界各国で起こってきているという状況でございます。

(パワーポイント 5)

発生頭数ですが、これは対数グラフなので、余りグラフがビューンと伸びていませんけれども、かなり大きな数字です。イギリスが 18 万 4,000 頭ぐらい。それに次いで、アイルランドが 1,400 頭ぐらいということで、この辺が 1,000 頭ぐらいしかありませんので、圧倒的にイギリスが多いです。そして日本は 14 頭ということで、こういう国々と同じようになっています。ここもアメリカが入っていないという状況です。

(パワーポイント6)

BSEの原因究明ということで、まず、平成15年9月に、7頭目までについて原因究明を行いました。その後も、残りの7頭のそれぞれについて、都道府県のご協力を得ながら感染原因を究明しております。

ただ、残念ながら、当時、飼料安全法においての帳簿の保存期間が2年だったということがございます。その後、帳簿の保存期間を8年に改めましたけれども、そうすると、BSEの潜伏期間の平均が5年くらいですので、実際に感染の原因となったえさを食べたときがよくわからないということです。それで、それぞれ感染原因は、データのなかったということで、最後はわからなくなっております。

まだ我が国は14頭しか起こっておりません。18万頭起こっているイギリスでも感染原因がわかっていない。この感染原因というのは感染経路です。いわゆる肉骨粉が感染原因であるということは、食品安全委員会のプリオン専門調査会の座長代理の金子先生も、肉骨粉説ではなくて、もう「説」という言葉をとってもいいのではないだろうか、それはほぼ事実として、学会でもみんなに認められているものではないかということで、肉骨粉であるということは基本的にそうなんですけれども、ただ、感染経路ということについては、世界的にも、どこの国でもまだわかっていない、突きとめられた国はないということです。

ただ、「肉骨粉の牛用飼料への製造・輸送段階の意図しない混入による感染の可能性」ということをいっております。これは14頭のBSEが発生したそれぞれの農家の中で、実際に農家の方が意図して肉骨粉を給与した事実がないということ。これは私どもの調査でも、農家の方の受払簿とか販売履歴から見てもなかったということ。それから2つ目は、えさ工場も牛用飼料には意図して入れたことはないということでございます。

ただ、その当時、通達で牛の飼料には入れてはいけないことになっておりましたけれども、豚や鶏の飼料には入れてもよかったものですから、それが製造段階で、豚や鶏用の飼料に入れたものが、いわゆる交差汚染をしたのではないか。あるいは輸送段階で、バルク車(えさの輸送車)は豚・鶏と同じものを使っておりましたので、そういう段階で混入したのではないかということが考えられます。

(パワーポイント7)

具体的にはどういうことかということで調べました。最終的にはこの3つの可能性があるのではないかとわれております。

イギリスから1980年代に輸入された牛の中にBSEの感染牛がいて、これが肉骨粉とな

り、国内牛がその肉骨粉を食べて、その牛が再度肉骨粉となって感染源になった可能性があるのではないかとということが1つあります。

それから、1990年以前に輸入されたイタリア産肉骨粉、当時はEUでも肉骨粉については、先ほど寺田委員長がおっしゃった133℃、3気圧、30分という規制がかけられていたのですが、このイタリア産肉骨粉についてはそれが不十分だった。機械が故障していて、それが行われていなかったことがわかっております。その肉骨粉に含まれていた病原体によって、国内牛がそれを食べて、その牛の肉骨粉が感染源となった可能性がいわれております。ただ、これについては、残念ながら、追跡調査した結果、感染牛につながる経路がわかっておりません。そのために、この経路はわからないという状態になっております。

それからオランダ産動物性油脂。これは、オランダからいわゆる代用乳に入れる油脂を輸入しております。その油脂が原因ではないかといわれておりました。これはかなりマスコミでも取り上げられたところがございます。当初、感染牛のほとんどが同じ代用乳を使っていたということで、そういうことが疑われました。

これは科学者の方々から、使用された油脂は精製度も高く、特定部位由来の動物性たんぱく質が混入していた可能性は低い。それから、SRM（特定危険部位）を使ったものではなくて、それ以外の、普通のすき焼きなどに入れる脂身からつくったものであったということ。もう1つは、オランダで同じものを使った代用乳とかが牛に給与されているが、オランダではこれに関しては発生していないということ。そういうことから、汚染した可能性は低いといわれて、これは否定されております。

ですから、1つ目、2つ目の可能性があるのだらうということで、そこまでは追いかけていますが、3つ目は違うのだらうといわれております。

（パワーポイント8）

そういうことで、配合飼料工場も農家も明示的に肉骨粉を飼料に入れたのではないということであれば、肉骨粉を介した感染経路としては、配合飼料工場における配合飼料の製造・配送段階において、牛用飼料に交差汚染した可能性があるということなのです。

それから、動物性油脂については、代用乳の原料として添加されているが、これを直接感染経路として結びつけるには難しい面があるということが結論として出ております。

（パワーポイント9）

そういうことがございまして、まず肉骨粉の交差汚染する経路を徹底的に断とうということなのです。

まず、海外の発生国からは牛肉や生きた牛の輸入をとめております。それから、発生国であろうとなかろうと、海外からのすべての肉骨粉の輸入をとめております。そして、その後、えさ工場から安全なえさが農家に行き、農家から牛はと畜場に行き、と畜場で食肉になったり、その残渣は肉骨粉製造工場に行きます。

特定危険部位（SRM）については、と畜場で焼却されるか、あるいは肉骨粉製造工場の中の死亡牛ラインに乗ります。そして、現在のところ、肉骨粉製造工場で作られた肉骨粉は、特定危険部位や牛の残渣から出た肉骨粉については、牛由来のものについては全部焼却されております。

なぜ直接焼くのではなくて、こういうルートがあるのかというと、実際はこれで直接焼きますと、水分がかなり多いものですから、非常にコストが高くなります。ですから、こっちのと畜場から肉骨粉製造工場に送って、肉骨粉をつくってから焼却した方が、この焼却の方はほとんど自分で燃えてしまいますので、簡単になります。

現在、焼却するところは、市町村の一般廃棄物処理場、いわゆるごみ焼却場で 800 の基準を満たすもの、あるいは、セメント工場で、セメントの原料として、セメント工場は大体 1600 度ぐらいで加熱しておりますので、そういうところで燃料かつ原料として使われているという状況でございます。

（パワーポイント 10）

乳用牛のライフサイクルを少しお話しいたしますと、乳用牛については、お母さんの母乳を生後大体 3 ~ 5 日間飲みます。これは、人間はお母さんの胎盤から抗体がかなり移って、お母さんの初乳からも抗体が移りますが、牛の場合は人間と違って、ほとんどがお母さんのおっぱいから移行抗体が移りますので、これは確実に飲まさないといけないということで、3 ~ 5 日間はお母さんのおっぱいを飲ませます。

その後は、お母さんの乳を人間が飲まないといけませんので、牛には飲ませられないということになりまして、これは人間でいう赤ちゃんのミルクになりますが、代用乳というものを使います。ここで動物性の油脂が使われていて、これが危ないのではないかとわかれていたところでございますが、これは飼料ということですので、そういうものを給与します。

それから、その後人工乳という、乳とっているから、赤ちゃんミルクとはまた少し違うのかなと思われませんが、そうではなくて、これはトウモロコシとか、そういうのが細かく食べやすくなっているだけで、幼齢期用の配合飼料です。そういうものにだんだん移っ

ていきます。それと、本来牛が食べる牧草とか、乾牧草、サイレージ、あるいは配合飼料に切りかえていくということです。

それで、大体 16 カ月齢、人間でいうと中学生ぐらいのときに人工授精させまして、大体 10 カ月後、280 日後の 26 カ月齢ぐらいに出産します。これはよく間違われる方がおるのですが、幾ら乳用牛でも出産しないとおっぱいは出ません。このときに、大体 1 年間搾乳して、同時にまた種つけをしながら、赤ちゃんをまた次に出産していくということで、少しずつ間をあけておっぱいを搾っていきます。

平均供用年数が大体 4 産、6 ~ 7 年ということです。実際は、余り能力の高くないものが 2 ~ 3 産でと畜されて、能力の高いものは 5 産とか 6 産まで使います。ですから、8 年か 9 年ぐらいになるものもございます。

ただ、今まで起こってきた、先ほど厚生労働省の方にもありました最初のグループの牛は、もうほとんどと畜されていなくなっていることが考えられます。もちろん、雄牛についてはこのあたりまでは同じですけれども、その後は肥育ということで、6 カ月齢以降は肥育農家に回されて、配合飼料を食べて、肉用に回ります。それは 20 カ月齢前後が大体基本的なところですよ。

(パワーポイント 11)

乳用牛の飼料の給与構成ですが、乾牧草とかそういうものを半分ぐらい食べます。それから配合飼料が 4 割ぐらい、それから、いわゆる大豆かすとかそういうものが 8 % ぐらい、あと穀類、「その他」というのは「プレミックス」といって、いろいろな栄養素が入っているところです。こういうものがいろいろまざった飼料でございます。

(パワーポイント 12)

黒毛和種、肉用牛のライフサイクルということで、肉用牛については、お母さんはおっぱいを出荷しませんので、ずっと子供に与えています。ですから、大体 4 カ月齢ぐらいまではおっぱいを飲みます。

それから、肉用牛は若いときに余り太らせてしまうと、この後の肉質がよくなるということ、それから雌牛については子供をとる牛になりますので、配合飼料は一生食べさせません。太ると子供ができにくくなるということで、ガリガリの状態で健康な状態を保って、よく運動させて、そして、人間でいうと野菜ですけど、牧草をしっかり食べさせるということをしております。

ですから、雄の去勢して肉用になる方でも牧草をしっかりやるということ、そしてふす

ま（小麦のぬか）を食べさせるということ、それからハイキューブ（牧草を固めたもの）を与えます。

その後肥育に回すときに、稲わらと配合飼料を給与するというので、割とBSEが感染しやすいときに配合飼料とかそういうものを与えていないということが、今まで肉用牛からは感染牛が出ていない原因なのではないかと思われま

（パワーポイント13）

飼料規制の基本的な考え方ということで、BSEの感染源となり得るものの飼料への利用の規制ということで、基本的には、肉骨粉、魚粉、動物性油脂などの牛用飼料への利用禁止をしております。

肉骨粉だけが感染するものなんですけれども、魚粉とかは肉骨粉がまじっていてもよくわからないということがあります。それからもう1つは、DNAで検査すると、魚粉の中に牛のたんぱく質が出てくる場合がございます。

魚粉も、水産の卸売市場あるいは漁港などで、原料の残渣でつくるものはいいんですけれども、スーパーなどでつくるものでは、スーパーのバックヤードで、どうしても魚のアラの中に牛の骨とかが入ってくる可能性がございます。ですから、輸入品も含めて、魚粉については牛用飼料への利用禁止をしております。

それから、動物性油脂は先ほど否定されておりますが、念には念を入れてということで、動物性油脂も牛用飼料への利用を禁止しております。

それだけではなくて、牛用飼料とその他の飼料の分離ということで、牛用飼料とその他の飼料の交差汚染を防ぐために、飼料の製造、保管、輸送などを分離しようということを考えております。

（パワーポイント14）

そういうことも踏まえて、飼料の原料の規制状況です。

牛の肉骨粉を牛のえさにさえやらなければいいわけなんですけれども、製造工程で牛の肉骨粉を豚や鶏や魚に与えてしまいますと、製造工程でまざる可能性があるということで、牛の肉骨粉はすべてのものに与えられないということにしております。

それからもう1つは、チキンミール、鶏の肉骨粉です。鶏や鶏の羽の肉骨粉は、牛に与えても安全なんですけれども、これもまざる可能性があるということで、鶏の肉骨粉でも牛には与えないことにしております。もちろん、豚も与えないことにしております。それから、動物性油脂も牛には与えないことにしております。ほかのところはまざらないだろ

うということで、オーケーにしております。

豚・馬については、今は科学的には問題ないということ、それときちんと分離するということを前提に、安全委員会からの評価をいただきまして、豚・鶏・魚についてはあけていいということになっています。具体的な法律上の手続を行っているところですので、いづれあけることにする。

これはあけないと、今現在、50億～60億円ぐらい、この部分だけで焼却費にかかっております。それはやはり税金のむだ遣いということになりますので、安全なものはあけていくということをしております。

(パワーポイント15)

牛の飼料の交差汚染対策ですが、これはことしの3月の段階で、50%以上の工場がもうできております。日本中で、牛と鶏・豚のえさをつくる工場は、こういうふうに完全に隔壁で区切ってしまいまして、えさの原料の出入り口も全部分けてしまうということで、完全に豚・鶏用と牛用の飼料が分離されるようになります。

豚・鶏用も牛の肉骨粉は使っていないんですけども、鶏の肉骨粉を使っておりますので、交差汚染が絶対起こらないようにということで、こういうような形、あるいは全く牛専用工場にしてしまうとか、鶏・豚専用工場にしてしまうということをやっております、来年の3月にはすべての工場が分離されます。今、補助金も何も出していないんですけど、えさ業界で300億円ぐらいを使って、そういう作業を今やっているところでございます。

(パワーポイント16)

日本における牛海綿状脳症対策ということで、「中間とりまとめ」において、「BSE発生のリスクは極めて小さいものと考えられるが」ということですが、先ほどいった8頭目、9頭目の若い牛が確認されているということがありますので、どこかにアリの一穴があるんだろうということです。私どもとしては大丈夫だと思っておりましたけれども、やはりそういう8頭目、9頭目が出たということで、どこかに穴があいているんだろうということで、「飼料規制の実効性が保証されるよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要」と、食品安全委員会からご指摘いただいておりますので、これを強化したいと思っております。

(パワーポイント17)

具体的には、今現在、飼料の検査体制ということで、海外から入ってくる肉骨粉は動物検疫所でとめております。魚粉については、DNAで全く魚の粉だということを確認する

ことになっています。それで豚・鶏には使っていいということにしております。

それから国内では、肥飼料検査所は、配合飼料工場に事前通告なしに立ち入り検査をしているという状況になっております。都道府県からは、農家のご指導をいただいているということです。

それから、肉骨粉製造工場、レンダリング工場からは、配合飼料工場や農家に一切肉骨粉を出荷しないように、全部焼却しているという状況でございます。

(パワーポイント18)

こういう現状の中でも、飼料輸入業者の届け出の際、輸入しようとする飼料の種類を今でも届け出ることとされておりますが、最初は1%ほど乳牛でその他の飼料がありますというのは、混合飼料というのですが、それは混合飼料として届け出ればいいわけですが、その混合飼料の原材料の種類まできちんと届け出を義務づけようということにしております。ですから、混合飼料ということではなくて、その中身がわかるようにしましょうということです。それで、輸入業者に禁止原料があるかないかということを検査できる仕組みをつくらうということにします。

(パワーポイント19)

それから、販売段階ということで、今は卸売業者には事前に届け出制をとって指導できておりますが、小売業者、いわゆるホームセンターとかそういう場所は、届け出の対象から除外されております。少しの量のえさを売っているところですけども、そういうところについても現状を把握して、飼料混入防止のための監視・指導ができる仕組みをつくらうということで強化いたします。

(パワーポイント20)

農家段階でも、農家に対しては給与禁止飼料、肉骨粉などが入ったものについて、ほかのものから流用しないようにということは指導しておりますが、それが必ずしも十分ではないということで、地方農政局や、奈良県ですと農政事務所がございしますが、農政事務所が農家に対して巡回指導などをして、周知徹底をしようということです。それから、都道府県でも指導を強化していただくことをお願いすることにしております。

(パワーポイント21)

そういう3つの強化策を出しまして、ここの肥飼料検査所で輸入の混合飼料の原料を確認するという。都道府県が小売店に入って指導していただくということ。農家に対する指導も強化していただく。それから、地方農政局や農政事務所からの指導を強化すると

ということで、これで多分、これは多分としか申し上げられないので、私どもとしてはアリの一穴をふさいだつもりですが、そういうことを強化するということで、諮問させていただいているところでございます。

(パワーポイント 22)

それで、私どもが自分たちだけで大丈夫だといってもよくないので、サーベイランスということで、私どもの飼料規制が適正に行われているかどうかを確認しないといけません。我が国の B S E の浸潤状況がどうなっているかを確認する必要があります。

それで、中枢神経症状等が疑われる、いわゆるダウナー牛というグループですけれども、これが一番リスクが高い、可能性がある牛です。それについて、まず全部検査しましょうということです。これはすべてのダウナー牛について検査をいたします。16 年度にバーが入っているのは、数字がまだまとまっていないということで、やっていないということではございません。

それから、B S E 感染牛の同居牛ということについても、今のところそういう同居牛がないのでゼロになっていますけれども、検査しているということです。

それから、ほかの病気で死んだ牛ですけれども、これは 24 カ月齢以上について全部検査していこうということで、15 年度から法律は施行されておりますが、なかなか体制が整わないところもございましたので、経過措置がありまして、16 年度、ことしの 4 月からすべての牛が検査されております。これは半年分で 5 万 4,000 頭ですから、通年ですと 10 万頭以上の牛が検査されます。一応この中の死亡牛から 15 年度に 1 頭、それから 16 年度の 10 月 14 日に 14 頭目が発見されているという状況でございます。

こういうことをしながら、私どもの飼料規制が的確に行われているかどうかを調べていくということでございます。

簡単ですが、私の説明はこれで終わります。(拍手)

司会 ありがとうございます。

これで前半部分をとりあえず終了しまして、10 分ほど休憩をいただきたいと思います。

では、若干細かいようで恐縮でございますが、47 分ごろから意見交換の方に入りたいと思いますので、先ほど申しましたように、この間に、もしあらかじめご質問、ご意見等があります方は、用紙に記入の上、受付の方に提出いただければと思います。よろしく願いします。

〔休 憩〕

(3) 会場参加者との意見交換

司会(藤本) それでは、時間が参りましたので、意見交換の部の方に入らせていただきたいと思います。

最初に、こちらの出席者を改めて紹介させていただきます。

私の左隣から、事務局の富澤評価調整官です。先ほど講演いただきました寺田委員長、厚生労働省の広瀬企画情報課課長補佐、そして、農林水産省の姫田消費者情報官でございます。

意見交換の進め方でございますけれども、今ご意見用紙をいただいているもの、あとまた追加で情報を取り入れるようにしていますので、それも含めながら進めさせていただきますと思います。

全体に、これまでの意見交換のご意見あるいはご質問等を見ていますと、大きく3つぐらいあるのかなという感じでございます。

まず1つが、BSEの基礎的な科学的知見にかかわるような問題、リスク評価とか、そういったようなもの。

2番目には、具体的なBSEの検査とか、あるいはSRMの除去といった管理措置にかかわる内容のもの。

3番目に、今後の措置についての取り組み方向に大きく分けられるかと思えます。

なお、本日の意見交換の趣旨は、これまで食品安全委員会での評価、また、今回出てきています厚生労働省、農林水産省からの諮問の要請の内容は、あくまでも国内対策についての見直しということでございます。

ですから、それを中心に意見交換させていただきたいと思っておりますけれども、どの会場でも、米国牛の輸入再開の問題について、皆さんが非常に関心を持たれているのが事実であることは承知しております。

この関係についても、既にいただいているきょうのご意見の中にもそういうのが出ております。それにつきましては、先ほどの1、2、3のうちの3つ目の今後の措置の中で取り上げさせていただきたいと思いますので、それはあらかじめご承知おきいただければと思います。

それと、順次、私の方でいただいた意見、ご質問を中心にこちらから取り上げさせてい

ただきたいと思っておりますが、関連で、会場の皆様からお手を挙げていただいて、ご発言いただくような形をとりたいと思います。

その際、恐縮でございますが、発言の際には必ず挙手をしていただければと思います。

それと、皆様からできるだけ意見交換できればと思いますので、こちらの方の説明も簡潔なものにしたいと思っておりますけれども、皆さんの発言の方も、恐縮ですが、2分以内という形をお願いできればと思ひまして、1分40秒のところまで1回ベルをチンと鳴らしますので、それが鳴ると、取りまとめに入らせていただいて、2分たちますと、恐縮ですが、チンチンと催促のベルを鳴らせていただくという形で進めさせていただきたいと思ひます。

それでは、今また追加が来ましたので、全部見切れていないんですが、まず、BSEの科学的知見、あるいはそういうリスクの関係について、まず取り上げたいと思ひます。

いただいた中で、今パッと目につきましたのは、若齢牛、21カ月齢とか23カ月齢のことだと思ひますけれども、その感染の事実についてということで、飼料調査の結果はどうだったのかとか、親牛の状況はどうだったのかといった具体的なご質問がございます。感染原因とか、そういったあたりだと思ひんですが、農林水産省の方で何か補足できるようなことはございますでしょうか。

姫田情報官 ちょっと質問のご趣旨がよくわからないんですけど、7頭以降についても、すべてについてえさを調べさせていただいております。ただ、そのえさからも明示的にこれだというようなものが出ているわけではございません。

それから、同居牛についても、これはもう、今全部検査をやっているわけですが、それぞれ死んだ段階で、確実に検査をさせていただいているということで、それを全部殺してしまうことにはなりませんので、そういうことで対応させていただいておりますが、若齢牛の分も含めて、新しく画期的な事実が出ているということではございません。

司会 同じく今手元に見ているものでは、感染経路の究明が重要ということで、どこまで進んだのかというものがございましたけれども、この点は、今ご説明になったこととかと、農林水産省の方からの先ほどのご説明で、いろんな究明調査を進めておるといことだろうと思ひます。

今どっと来たので整理し切れずにいるんですけども、BSEの全般的、科学的な知見の関係で、この点をぜひ確認しておきたいとか、質問したいという方がいらっしゃいましたら、挙手をいただければと思ひんですが。

滝川 滝川と申します。

今の感染経路の究明はどこまで進んでいるのかという質問を出したわけですが、今の回答だと、あそこまで進んだという感じなんですけれど、あそこまでというのは、一体どの程度のことなのかという、評価の問題ですよね。もうかなり進んでいて、突き詰められているのかという問題がちょっと気になりまして、その辺の評価につきまして、寺田先生かどなたかにお願いしたいと思います。

寺田委員長 評価の問題は、本当のことをいって、原因がちゃんと突き詰められない限り評価はこれでいいというわけにはいきませんから、引き続きやってもらう必要があると思うんです。

ただ、農林水産省からもいわれまして、これは単なる言いわけというわけではなく、イギリスでも、ここ1年間、5～6人のフロントラインでやっておられる科学者なり、行政的な科学者を呼んで、いろんな話を聞いているんですけど、やっぱりわからない。完全にストップしているはずなのに、今でもチョコチョコBSEが出てくるんです。

つい最近来られたマシューズ博士という人は、英国は完全なんだけれども、ヨーロッパに行ったのが逆に入ってきているんだとか、それから、ひょっとしたら昔にあった輸送の車の中にちらっと残っているのに汚染して発生しているのではないとか、普通ではちょっと考えられないようなことしか、今イギリスで考えられてないんです。あれだけ発生したところでそんな状態であるということです。

この経口の実験なんですけれども、あそこで牛に食べさせたというのは、牛から牛へは10ミリグラムでも感染するんです。ごくわずかの量、10ミリグラムというのは本当にちょっとです。しかし、そういう状態があるものだから、なかなかちょっとした量のものがあったてもできないので、必要以上に余計なお金やいろんな労力を使っているように見えるけれども、逆の言い方をすれば、それぐらいやらないとなかなか抑え込められないんじゃないかということだと思っんです。そういう面では難物であるということです。

そういいながらも、イギリスでもだんだん減りつつあって、今、随分減ってきています。日本の場合は、これは多分の話ですけど、抑え込めるんじゃないかなと楽観的には思っています。

司会 よろしゅうございますでしょうか。

ほかにございますか。

清水 県の食品安全性安心懇話会委員の清水と申します。

多分経路は大変難しいと思うんですが、いつまで肉骨粉の異常プリオンは不活性化しな

いのか。すごく不思議で、規制したにもかかわらず発病しているということは、そこにあり続けたら、それはずっと不活性化できないですね。

今いわれたように、10 ミリグラムでも牛から牛では発病するとかというのを聞くと、とても不安だなと思って、その辺の研究はされているのかなと思ひまして、ちょっと教えてください。

姫田情報官 まだ発生してから長くないものですから、今までの研究では、例えば土の中に埋めて5年間置いておいたものが、やっぱりまだ不活性化していなかったという研究事例がございます。

ですから、今、不活性化するには2つの方法がありまして、先ほど寺田委員長がいわれた3気圧に加圧した状態で133にして、これは蒸気圧で加熱して、30分間置くことによってプリオンは不活化する、そういう事実がございます。もうちょっと低くても大丈夫なんですけど、そういう基準にしております。

それからもう1つ、これは燃やす話ですけど、800度以上で焼却してしまうことで不活化する。これはたまたまダイオキシンが出ないように、一般廃棄物処理場がそうなので、ちょうどそれがうまくいったんですけれども、そういうところで焼却することで、その灰は不活化していますけれども、いわゆる安定型の産廃にきちんと埋めるということで、そこは灰自体も既に不活化して安全なんですけれども、その後も廃棄物処理はきちんとやっているということです。

それから、先ほどもいったように、セメント工場は1,600度で焼却しますので、それは完全に不活化できる。ただ、放置しておいた場合に、いつか不活化するかどうかということは、今のところまだ研究成果はありません。

司会 よろしゅうございますか。

清水 BSEが発生する以前、農業現場とか、そういうところ、うちでも多分家庭用の飼料で使っていたのではないかと思ひまして、だとしたら、土にある以上ずっとあるんだったら怖いなと思っただけで、それでお聞きしただけです。

司会 ほかに基礎的、科学的な知見、あるいはBSEとはそもそもどんな病気かとか、あるいは変異型CJD、人の病気としての関連でございませんでしょうか。

亀山 亀山と申します。

消費者の立場で1点、寺田さんの方にお聞かせ願いたいんですけど、この小冊子に、「将来にわたって」というヤコブ病との関係で、悲観的なシナリオで、5頭の場合0.1人で、

35で0.9人、これは非常に大きい数字に見えてしまう。片一方の専門家では、1億2,000万人対して0.0004人というふうな意見も出ている。非常に悲観的なシナリオとはいいいながら、余りにも受ける印象が大きいなという感覚がするんですが、これはどうなのか。

それともう1つは、現在は、フグを食べるといふ論法というような感覚でいったとき、特定危険部位の除去と交差汚染とか、そういうことも含めてきっちりさえやれば、フグの肝を取り除くという感覚で、この牛肉を論じることはできないのかな、この2点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

寺田委員長 フグはわかりやすいですけども、フグの毒はふえないんです。プリオンは、遅いけれども、ほうっておいたらどんどんふえていきますので、やっぱりちょっと規制が違うと思います。

それからもう1つ、実際には今の方法では完全にとれない。とろうと思ったら、それこそ莫大な設備投資とか、1匹、1匹にものすごく時間をかけないといけないということになります。ちゃんととれたら検査は要らないというのには、私はくみしないんです。といいますのは、汚い図ですが、ちょっとお時間を。(板書)

これは真っ黒なプリオンの塊です。SRMを除くと、ちょっと残るから、ここはチョンチョンチョンとなる。

これは検査でプラスのやつです。これは全体の牛を除いちゃうわけです。検査がマイナスの牛は、2種あってチョンチョンチョンと検査で見つからないか微量であるか、この真っ白のように異常プリオンは何もない、これは検査で見つからない異常プリオンはSRMを除くことによって、チョンぐらいになるわけです。このプリオンのないものは当然SRMを除こうと除くまいと真っ白になる。

この真っ黒なやつを、SRMを除くだけではチョンにはならない。ちゃんとやらなきゃならない。相当のものが残るから、やっぱり前もって検査で見つかるものは牛全体を除いてしまった方がいいということはある。

これはヨーロッパでは、大体30カ月以上だといっているわけです。今度、「中間とりまとめ」では、20カ月以下では日本では今まで見つからなかった。それを管理官庁は考えられて、どうしようかという諮問を今受けているということです。

ですから、ここの状態をよく、これは本当に人間にとって危険かどうかというのはまた別問題だけど、全体としてのリスクは、2番目の質問にありましたように、人によって随分違うじゃないかという話です。

ここに書いてありますのは、何の規制もやっていなかったときにこのぐらいいるだろうという計算であって、0.00 というのは、単にイギリスでは18万頭いて、150人出たと。日本では、今まで14頭出たから、Xはどのぐらいいるんですかという単純な比例計算です。もとはちょっと違って、こちら側は全然検査をしなかった。今まですでに暴露された方がいるとしたら、発生するとしたらこのぐらいの可能性がりますよと。したがって、今の規制の状態で行ったら、これよりもぐっと低いです。

ただ、数字は、今いいましたように、かなり単純化した話なので、レンジ範囲はそんなものだと思うんです。レンジというのはこれじゃなくて、今いったもっと低い値ですね。ですけれども、はっきり本当にそうかといわれると、数字がひとり歩きしますから、それで「中間とりまとめ」のときも、途中で、結論のところに数字を出すのはやめよう。中の議論のところだけを「こういうものですよ」とちゃんと書いて。非常に悲観、悲観でやっているんですが、それにしたって、私らの感覚からいいますと、何も「大丈夫だ、大丈夫だ」というわけじゃないんですけど、非常に少ないリスクであるということは確かだと思います。

司会 よろしいでしょうか。

そのほか。

土橋 京都から来ました土橋と申します。

先ほど若齢牛のところで、21、23カ月齢の牛で、異常プリオンたんぱくがとても微量、1/500とか1/1000だったというふうなことが資料で出ておりましたけれども、ほんのちょっとでも感染しているというふうにいうのではないかと思うんですが、異常プリオンたんぱくの量で、ここからは感染している、ここからは感染していないというふうに、どこかで分けているんでしょうか。

広瀬課長補佐 今までの知見の中では、プリオン量がある何ミリグラム以下であれば感染しないというような分け方は特にしていないということで、確かに、当然検査ですり抜ける部分はありますけれども、そういったものについては、一番危ないといわれている危険部位を除くことで、よりリスクは低くなるということになっているわけでございます。

姫田情報官 そうではなくて、ここに書かれているのは、21カ月齢とか23カ月齢のものは、500倍とか1,000倍で、必死になって一生懸命濃くして、それでやっと調べてぎりぎり何とかひっかかりましたと。だから、それよりも若ければ、当然プリオンの量は少ないので、安全性とか何とかの問題ではなくて、もう見つからないよということを書いて

います。

司会 よろしいですか。

その隣で、こちらの男性の方。

男性A 「中間とりまとめ」で、検査の限界を20カ月に置いたということなんですが、あくまでこれは検査限界というふうに認識をしております。

ヨーロッパ、それからその他の国では30カ月齢、24カ月齢でのリスク評価を行い、実施しているというところで行きますと、日本においても、24、30でのリスク評価を、9月9日、委員長もおっしゃられたとおり、早急に国内でも実施をすべきではないかというふうに1つは考えております。

それから、別の問題になりますが、もう一方、私も知識が少ないんですが、口蹄疫の汚染国からの煮沸牛肉の輸入がふえているということも聞きますが、実態としてはいかがなものかという2点でございます。

姫田情報官 事実関係の方だけ先に答えますと、今の口蹄疫の汚染国ということでありましたら、よくご存じの牛どん屋さんチェーンが入れておられるところで、中国とか、それからアルゼンチンのいわゆる煮沸牛肉がふえてきております。それは事実です。

ですから、今現在、牛肉を輸出する余力がある国は、オーストラリア、ニュージーランド、アルゼンチン、それから中国ですが、アルゼンチンと中国は口蹄疫汚染国ですので、煮沸したものしか入れられないということで、そういう事実です。ですから、オーストラリア、ニュージーランドもかなりふえていますけれど、大体1.5倍ぐらいになっていますが、アメリカを埋めるところまではいっていないという状況です。

男性A となりますと、今のお答えに関してなんですが、逆に、先ほどいった24カ月齢、30カ月齢できちんとした検査が行われる体制の国からの輸入というほうがまだましなのかなというふうには思います。特にアルゼンチン、中国においては、BSEの検査等々、どこら辺までできているのかという危惧を私は抱いています。

以上です。

司会 前半の部分は。

富澤調整官 前半の部分の24、30カ月のリスクですけど、今、厚生労働省と農林水産省の方から、21カ月以上について検査をして、それ以下については検査しなくていいのではないかと、そういう諮問書が来ておりますので、その諮問に対して答えを返さなければならぬということですので、20カ月以下のリスクについて、とりあえずまずやる必要がある

だろう、そこは専門委員の先生は認識しています。

それで、24、30カ月についてもいずれやる必要があるだろうというふうな認識はしておりますが、当面、諮問の内容が20カ月で来ておりますので、それを先にやらせていただきたいというのが専門委員の認識です。

寺田委員長　それで、各国の汚染がどれほどで、管理がどうだという、いわゆるOIEとかEUがやっている評価に関しましても、日本独自としてやるのはなかなか大変だと思いますが、そういうことを参考にしながら、いろんな国、今いわれましたアルゼンチン、メキシコ、中国なども、どこをやり始めるのかわかりませんが、やっていく必要はあるという認識は持っています。

司会　ほかに。

はい、その後ろ。

中曽根　中曽根と申します。

「中間とりまとめ」の最後の表のところに、月齢と品種別のと畜数が出ています。で、18、19、20カ月がかなり多いんですが、これはホルスタインというふうに聞いています。20カ月と21、23カ月の差をどうするかという議論は、既に何度か聞かせていただいておりますが、現実的に、18、19、20あたりのと畜がこれだけあって、それでも20カ月以内をやめるかどうかというのは、どういう見解のところから出ておられるのか。先ほどは、検出限界が無理だからというふうにおっしゃいましたけれど、現実にと畜でこういうふうな山がある中で、その判断は、消費者のところの不安を払拭できるのかどうかという気がいたしますが、その辺はいかがでしょうか。

広瀬課長補佐　最初にご説明いただいているように、リスクを下げるという点では、本来SRMの除去が一番効率的に排除できるわけです。そういう意味では、若齢牛は、SRMの汚染自体も、要するに、BSEは発症するまでに何年もかかって、脳とか特定危険部位といわれるところにプリオンがだんだんたまっていくわけですので、実際今までわかっている中では、350万頭やった中で21カ月、23カ月のものには、検出はできましたけれども、非常にプリオンは少なかったという状況です。

ああいったものでようやく見つけることができるのが、21カ月以上だろうといわれていて、であれば、20カ月以下は、結局、皆さん検査をすると何か安心なのかもしれませんが、実際検出できなければ、確かに検査はしていますけれども、大きな穴のあいたざるで小石を通してのようなもので、確かに実際ざるにはかけていますけれど、すり抜けて

しまうというような状況です。

そういったすり抜けたものは、やはりプリオン自体の汚染も少ないわけですから、きちんとSRMの除去ができれば、リスクを削減できるのではないかということだと思いますし、我々がしなきゃいけない努力は、すくうざるの網目を細かくする、要するに検査法の感度を上げるということはあると思いますが、今の検査法では、それ以上のことはできないということだと思います。

中曽根 確かに、370万頭検査して14頭ですから、むだな経費をどこまでかけるのかという議論もよくわかります。ただ、消費者は選ぶ場合に、あなたはそれに当たるかどうかもわかりませんよという中での選択は非常に不安なんですね。ですから、実際にこれだけのと畜の山、ボリュームがあって、その途中で線を引いていることに関しての説明を、どうやったらいいのだろうか。

実際、ご存じのように9月に奈良県でも発生しまして、そのときに消費者のところに、「全部市場には出ません」という言い方と「全頭検査をしています」というのは、やはり非常に効果的だったんです。その中で、あの時点で「全部焼却しましたから、市場に出していません」という言い方だけで消費者の間に不安が広がらなかったのかどうかと思ったときに、現実にごうしてと畜数がある中でというのが実感です。

ですから、確かにむだな検査をどこまでするのかという論法もわかりますが、だからといって、わからないものを消費者はどうやって選ぶのか。先ほどのフグの件もありましたけれど、フグは自分で選んで食べに行きますね。でも、牛肉は店頭に並んだ中で消費者が選ぶわけです。そのときの説明をどうやったらいいものだろうかというふうに考えますが、いかがなものでしょうか。

滝川 済みません。先に質問を出した方から片づけていただけませんかでしょうか。どんどん話が広がりますので。

司会 もし関連があればいっていただければと思いますが、ご指摘をいただきましたので、時間の関係もございますので、具体的なBSEの検査とか、SRM除去といったような関係の説明の方に移らせていただきたいと思います。

残念ながら、すべて紹介し切れませんので、そこはどうしてもということが補足であればいっていただければと思います。

BSE検査に関しましては、今のご指摘のような形で検査が必要だというふうなご意見とともに、本当にプリオンがあるのかどうかわからないような不確実な検査を今後続ける

意味がないのではないかというご意見もございます。

それと、BSEの検査の関係では、先ほどもちょっとご指摘がありましたけれども、検査コストとして、事実関係としてどれぐらいかかっているのかという質問がございましたので、これは後ほどお答えいただこうかと思えます。

それとあと、2つ目に、血液検査でBSEがわかるというようなことが将来できた場合も、20カ月齢以下の検査を行わないということなのかどうかといった質問がありますので、これも厚生労働省に今後の考え方ということでお答えいただければと思います。

3点目に、現在、今後の経過措置ということで、都道府県等で全頭検査を引き続きやっていくということを表明されているようなところがあり、それに対して、経過措置として当面補助するといったようなご指摘を、厚生労働省の方でいただいておりますけれども、そういった全頭検査の実施をいつごろまでやっていく予定なのかといったご質問もございました。

とりあえずその3点について、こちらの方からちょっとコメントをさせていただきたいと思えます。

広瀬課長補佐 まず、一番最初にありました検査コストですけれども、現在、と畜場においてと畜される健康牛のBSE検査については30億円ぐらいかかっているところでございます。その全部が20カ月未満ではないので、20カ月未満をやめた場合、そのうちの一部が要らなくなるということで、30億円全部要らなくなるということではないんですが、若干減るということがございます。

それから、血液検査でわかるようになればどうなんでしょうかということでしたけれども、今現在、検査法の開発自体を進めているので、そういう新しい検査法ができれば、そういったものを活用していくというのは当然あるのかなと思えます。そういうものができた時点で考えていくことになると思えます。

それから、今、全頭検査について、地方自治体が自主的にやる場合に、国が補助をということでございますけれども、当面の間ということで、2～3年はこのような措置が続くのではないかというふうに考えております。

亀山 ちょっと関連で質問させていただいていいですか。

例えが合っているかどうかかわからないんですけど、全頭検査をやりたい自治体がいれば、3年間って、これはある意味で問題の先送りになって、例えば、エイズで、避妊のためにコンドームを使いましょう。だけどピルも使おうと。エイズのためにはピルは要らないと

わかっている、3年間ピルを与えます。こんなイメージの行政の手法が、結局その3年って一体何なんだと。安心のために3年延ばすって、ちょっと間が抜けていませんかという感じがするんですけど、いかがですかね。関連質問です。

広瀬課長補佐 やはり安全性という点では、20カ月以下のものについて、実質検査の対象から除外するとしても、BSEのリスク自体は、今やっている安全性対策以下に下がることはないということなので、それで特に安全性上問題があるとは思いません。

ただ、こういう諮問の考え方を整理して、全国7カ所で意見交換をした中でも、全頭検査を望む声が多数寄せられておりましたし、それは安全であるかもしれないけれども、安心できないというようなことで、そういう意見があったということがございます。

新しく制度を変えるときには、通常、緩和措置みたいなものがとられることは今までもありますので、やはり世の中の混乱を避けるために3年程度こういったことをするというで、決して危ないから念のためにやっておこうという措置ではなくて、3年間をかけて、その間にもリスクコミュニケーションなどをやりながら、皆さんに安心していただくような環境を整備していくということだと思います。

司会 BSEの検査の関係につきましては、とりあえず主なところはそういうところだったんですけども、BSEの検査済ということで、シールを張られて市場に回る。ただ、実際にはそれで安全性が確保、いただいたご指摘では検出限界以下のものということだと思ってしまうんですけども、それで安全が保証されているわけではないということになると、結局のところ、BSE検査済というシールではなくて、むしろSRM除去済という方が重要なんじゃないかというご指摘がありました。

いずれにしても、幾つかほかにも、SRM除去の徹底を本当にきちんとやっていけるのかという懸念のご意見もいろいろいただいております。

その中でも、先ほども厚労省の方からちょっとご説明があったと思うんですけども、ピッシングの関係の中止について、厚生労働省として、どう指導し、徹底していくのか。

あと、次の課題と思うんですが、SRM除去の精度をどのように高めようと考えているのかというご質問がございました。

先ほどもちょっと説明がございましたけれど、何か補足するような点ございますでしょうか。

広瀬課長補佐 ピッシングにつきましては、現在まだ7割のと畜場で行われております。これは、やはり働く人の安全を確保するというで、なかなか廃止も難しいというよう

なご意見をいただいているところでございますが、一応3割のところについては廃止ができたということです。

これはどういう場合に廃止できたのかという事例を、国としてもきちんと集めて、解析して、ある1カ所でできたからみんなできるだろうということではなく、と畜場の規模ですとか、処理頭数ですとか、処理形態なんかもそれぞれ違ってまいりますので、そういった細かいところまで踏み込んだ分析をした上で、幾つか廃止できた成功事例などを解析し、そういった事例で、要するに「おたくのと畜場であれば、こういった方法ならば廃止できるかもしれない」ということを示すことがもしできれば、そういうようなことで指導していけないだろうかと考えているところでございます。

S R Mの除去の部分については、S R Mの中の一部の背割り前の脊髓の吸引除去については、現在9割ぐらいが、頭数のベースでございますけれどもできておりますし、そういったものも、なるべくすべてのものにできるような形で進めていただけるように、と畜場の方にはお願いをしている状況でございますし、S R Mの除去の徹底についてもお願いをしているということと、その実施がきちんと担保されているかどうかの検査といたしますが、確認、そういったものを定期的に行うことで、実効性のあるものとしていきたいというふうに考えているところでございます。

司会 あと、そのほか飼料規制の関係では、いただいた具体的な質問によりますと……。

竹本 除去についてのご質問ですけれども。

司会 この飼料規制の話が終わった後で、あわせてお願いします。

混入が原因ということですが、工場や輸送時でのコンタミの程度でB S Eが発生するという理解でいいのかどうかという確認のご質問が1点ありました。

また、必ずしも趣旨が理解できないところもあるんですが、「トレーサビリティ法で、飼料のデータが入っていないと聞きますが、大丈夫ですか」というご質問なんですけれども、いずれにしましても、もし飼料規制の関係で少し補足いただけるようでしたら、農林水産省の方から。

姫田情報官 先ほども寺田委員長からお話があったように、10ミリグラムでも感染する可能性があるというところですので、そういうところで、細かいところまで全部徹底的にやる。

ただ、これも不思議な病気です、それを食べたから絶対感染するかというと、そうではなくて、同じえさを食べていても、同居牛が感染している事例は国内では全然見つかった

ていませので、食べたから絶対感染するというわけではないわけです。ただ、10ミリグラムでも感染するという事になっています。

それから、トレーサビリティについては大分誤解があるように思っております。本来、一般論としてのトレーサビリティというのは、それぞれ生産者のところ、流通のところ、そういうところできちんと記帳するという事です。ですから、もし何かが起こったときに記帳を追いかけていけば、今は感染源は究明できていませんけれども、追いかけていけば感染源がわかるということなので、飼料安全法の中で、生産者がどこからえさを買ったか、それから、小売業者、卸売業者はどこから買って、どういうものをやったかとか、そういうことは、今現在、帳簿上は8年間の保存義務がつけられておりますので、トレーサビリティは確保できております。

ただ、ここでおっしゃっているのは、パソコンでピッと見たらということで、これはあくまでも副次的な効果でございまして、パソコンで見たらということは、むしろきちんと原産地がわかるとかそういうことであります。

トレーサビリティそのものは、例えばスーパーグループがやっておられる、顔の見える、こういう生産者がつくった野菜ですというのがございますが、ただ、生産者が見えても、その生産者の顔がわかって、全然安全ではないわけですよね。どういうえさを給与しているか消費者の方がわかって、もちろん今は肉骨粉を与えるわけではないので、それを見たからといって、安全か安全ではないかということとはわからないので、それはあくまでも安心の効果、そういうものでしかないと考えております。

ただ、帳簿上、もしBSEが発生した牛のえさを追いかけるということは、今までは保存期間が2年だったのでできていませんけれども、これから8年間になりますので、その意味でのトレーサビリティはできます。ただ、飼料原料としては200種類以上ありますので、その飼料原料をその場でパソコンでピッと出てくるようにするという事は、実際上無理であると考えております。

司会 それでは、SRMの除去ないしは飼料規制の関係で、追加のご質問等があれば、先ほどの方。

竹本 京都から来ました竹本です。

除去の問題ですけれども、11月15日付で日本農業新聞に出ました記事に、危険部位で、末梢神経からも感染が出たということが載っていました。きょうの説明の中にはその部位の除去は入っていませんでしたけど、それについてどのようにお考えでしょうか。

広瀬課長補佐 末梢神経から出た牛は死亡牛で、たしか94月齢だったと思います。脳の延髄門部のところから検査をしたあたりでも、かなりの脳プリオン量が確認されていて、相当進行が進んでいる牛というふうに解釈できるのではないかと考えております。

そういう牛というのは基本的に、BSE陽性牛になりますので、SRMを除去すればいいということではなくて、抹消神経も含めて、とにかく枝肉、その牛生体の肉すべてが焼却の対象になる。要するに、流通には回らないということになっているわけでございます。きょうの寺田委員長のスライドの中にも、下の方に抹消から出たという最近の事例がありましたというご紹介がありましたけれども、その牛のお話でございます。

司会 よろしいでしょうか。

ほかにSRMの除去とか飼料規制の関係で、ご質問とかご意見がございます方、いらっしゃいませんか。

よろしいでしょうか。

滝川 除去の関係で、細かいことです。

扁桃のところ、先ほどのご説明の中に、資料に「感染力価」というのがございましたけれど、特に書いていないので、どの程度のものかなということでございます。

富澤調整官 扁桃の部分についてということですか。

これは、パーセントは特に出ていないんですね。扁桃というのは、人間のvCJDでも扁桃のところにプリオンがたまるといわれていて、牛でもたまるというふうに考えられていますので、それで一応SRMだと指定されているわけです。ただ、その量については、何%かというのは定量的にはまだ調べられていない、把握されていない、そのように伺っています。

滝川 ほぼというか、軽いものなのか、重いものなのか。

富澤調整官 ですから、パーセントとしては非常に少ないですから、量的には軽いものだということふうに考えていただければ。

司会 それでは、私の不手際もあり、予定の時間をオーバーしているんですけども、アメリカの関係とかそういうことで、もう少しお許しいただければ、時間を10分かそこから延長させて続けさせていただければと思います。もしあらかじめご用事等がある方はご退席いただいて結構です。

アメリカの関係の方に移らせていただきますけれども、いただいたご指摘では、アメリカ力では全頭検査をせず、かつSRMの除去が30カ月以上であるということで、アメリカ牛

の関係は不安だというご指摘。

あと、そういう観点もあるんだろうと思うんですけども、別の方からは、いずれにしても日本に輸入されるときは、日本と同じ基準でやってもらわないと困るというご意見がございました。

それと、国内牛に対する対応はいろいろ理解できたんですけども、輸入牛に対する対策もいろんな広い角度から情報提供をしっかりとってほしいというご意見、ご指摘もございました。

具体的な質問で幾つかいただいておりますけれども、1つこちらの方からご説明いただければいいと思いますのは、日米協議の現状の内容とか、あるいは米国内での状況等について、ちょっと教えていただきたいというご指摘がありました。

繰り返して恐縮ですけども、食品安全委員会で、これまでの取り組みは国内対策ということでやっておりまして、委員会としては直接交渉の担当者という形で対応しているわけではないわけです。しかし、そこら辺の関心が高いということで、もし可能でしたら、厚生労働省か農林水産省の方で、日米協議の状況あるいは米国の状況について、ちょっとご説明いただければと思います。

姫田情報官 いろいろとありましたので、まず1つは、今ご質問の中にもあったように、国内対策と海外との対策を変えるなということですが、これは基本的に、私どもも、あるいは農林水産大臣も厚生労働大臣も、人がかわってもずっと言い続けておりますけれども、まず、内外不差別ということが基本です。

ただ、内外不差別といっても、例えば日本と同じことをイギリスがやればいいのかということ、国の状況も当然違いますので、イギリスがSRMを除去して検査したからといって、持ってこれるかということ、これはまた別の問題ですから、基本的に同じレベルのものになるかということが基本です。ですから、まず内外不差別があるということ。そして、国民の安全を基本に考えているということで、ご理解いただきたいと思います。

それで、アメリカとの状況ということですけども、基本的には、まず今現在は、国内の対策を安全委員会に諮問しております。ですから、従来は全頭検査しておるということと、それからSRMの除去をやっているということが基本だったので、当然それを今回変えますので、変えた状況の中で諮問したということで、アメリカがこの間、慌てて飛んできた。国際協議ですので、向こうから来るというものを日本が拒否するわけにもいきませんので、お受けしたということで協議しております。

ただ、あくまでも国内対策の安全委員会からの答申が出ていない状況の中で、私どもが合意することはできませんのでということで、お互いに認識を一致させようと。アメリカの側からは、ご質問にもありましたけれども、アメリカは30カ月齢以上しかSRMを除去していないけれども、SRMは全部除去しましょうという譲歩が出てきております。

それで、20カ月齢以下のものについてということで、皆さんの関心事項としては、マチュリティーとアメリカはいつにいますけれども、いわゆる肉の熟度で調べられるではないかということがいわれています。

アメリカは事実そういつにいます、まず1つは、アメリカの繁殖農家がついて、それでその牛をフィードロット、肥育側で肥育するんですけども、大体8割は間に家畜商さんが入ってしまわれて、だれが、いつ、どこでつくった牛かというフィードロットがわからないというのが現状だそうです。

ただ2割については、繁殖農家とフィードロットが直接契約しているので、だれがつくったかということがわかるということで、明確にしようとすれば、例えば、この群は何月に生まれた牛、アメリカは大体春が7割、秋が3割、牛が生産されます。ですから、日本みたいに通年ずっと出ているわけではないので、例えば、この群は2月、3月、4月に生まれた牛ですということを明確化することは、しようと思えばできるということです。

それであと、現実にその2割のうちの1割ぐらいはEU向けとか、そういうことがありますので、現在も1割弱は月齢がわかる。ですから、20カ月齢以下ということであればわかる。この群は16、17、18カ月齢ですということであればわかるというようなものは、1割弱あるといっています。

ただ、アメリカはそれだけではなくて、いわゆる肉の熟度で、Aマチュリティーといっていますけど、肉が熟す状態、あるいは骨化、骨にカルシウムが沈着している状態、そういう状態で月齢がわかると主張しております。これについては、アメリカと一緒に協議した私どもの専門家は理解ができなかったということで、それについては、アメリカが検証して調査報告を出すから、それでわかってくれということをお願いしております。

私どもの科学者から成る専門家会議で、それについてはアメリカが報告するというんだから、聞いてあげようということはおしてあります。その報告会とかについては、専門家会議についても、安全委員会と一緒に、すべて公開でやっております。先着順になりますけれども、残念ながら奈良でやるわけではなくて、東京でやりますが、すべての皆さん方に入ってくださいということで公開でやっております。今のところまだ、専門家の顔合わせ

しかやっておりますけれども、この後アメリカから報告書があれば、聞く耳持たないというわけにはいきませんから、話は聞かせていただくということです。

いずれにしても、よくマスコミには合意と書いてありますが、まだ合意したわけではない。共通の認識がそういうところであったということと、20カ月齢以下の月齢の牛について、我々もまだわからないことがいっぱいあるので、それをお聞きしているという状況です。

司会 以上が日米関係ですが、日米関係でもしご質問があれば。

男性B 今回のこの公聴会も、輸入を前提とした1つの国内対策だと私は見ておるわけでございます。そういうところで、消費者の皆様方に安い肉を供給するということも、これは非常に大事なことでございます。それにもまして、やはり安全・安心ということを優先されなければならないと思うわけでございます。

13年にBSEが発生したときに、日本のその後の危機管理体制でしっかりとしておれば、やはりあそこまで風評、または消費者に心配をかけずに済んだわけでございます。しかし、それができなかったために、その牛の肉骨粉はどこにいつているかわからぬということでは、消費者は納得してくれないわけでございます。

その後、我々は消費者に対しまして、「感染した牛の肉でも大丈夫ですよ」といって説明しても、それは聞く耳は持ってくれませんわ。とにかく、肉を食べたら即海綿状脳症になるんだという、そういう消費者の心理があったわけでございます。そういうところから見たら、今回の輸入ということもやはり慎重にやってもらいたいと思うわけでございます。

それ以前にさかのぼれば、イギリスでBSEが発生したときに、日本にもいずれ入るだろう、やっぱり肉骨粉の輸入は禁止すべきだという意見もあったようでございますが、それを無視されたことが原因かは、まだそれははっきりわかりませんが、そういうこともあって、日本にBSEが入ったというケースもあるわけでございますので、やはり今度の輸入再開も慎重にやっていただきたい、かように思うわけでございます。

ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

司会 ありがとうございます。

きょうの意見交換会自身は、輸入の再開が前提でやられているわけではないということだけはちょっと、繰り返して恐縮ですが。

広瀬課長補佐 輸入はこれからあるわけですが、やはりまず国内対策の方がきちんとお答申いただいてからでないとなかなか具体的な話は詰められませんので。輸入品というのは、

当然国内と同等の安全性が保たれているかどうか、これはやはりきちんと評価してからでないと安易に入れられませんので、それはまた評価機関である食品安全委員会の方にリスク評価をお願いする予定としております。

これは少し先のことになるのではないかと思います。

姫田情報官 事実関係だけなんですけれども、イギリスからの肉骨粉は、これはイギリスからの最終的な回答もいただけてますけれども、通関上は肉骨粉が入ったことになっているんですけれども、それは違うものだったということで、イギリスで調査してもらったものなので、そのときの肉骨粉は通関しておりません。ただ、イギリスからの肉骨粉の輸入を禁止しただけなので、結局イタリアとか、そういう第三国を経由したものの、経由ということではないかもしれませんが、第三国から入っているということが事実です。

司会 時間がかかり押しまして恐縮です。

では、最後におひと方だけ、初めて手を挙げられた方をお願いしたいと思います。

芦田 BSE市民ネットワークの芦田と申します。

米国内で牛の肉骨粉がまだ使われているというふうな話を聞いたんですけど、飼料規制については、日米協議の中で、それを規制してほしいとか、そういう話はないんでしょうか。

姫田情報官 基本的にはアメリカの国内対策の話ですので、アメリカに対してどうこうしろということはいえませんが、ただ、協議の中で、アメリカの飼料規制は不十分ですというご指摘はさせていただいています。あるいは、さきにも申し上げた国際調査団なども、アメリカの飼料規制は不十分というようなことをいっています。

もう1つは、アメリカは、牛の肉骨粉を牛に給与することは禁止しておりますが、牛の肉骨粉を豚・鶏に給与することは今のところ可能になっています。それを今、牛の肉骨粉を豚・鶏に給与することも禁止する方向で作業しているということは、私どもの方に連絡があります。そういうことは聞いております。

司会 当初の予定を大幅に超えまして、ちょっと私の進行が不手際で申しわけございませんでした。

それではまだ、いろいろご意見、ご質問がある方もおありだと思いますけれども、恐縮でございますが、これで意見交換会を終了させていただきたいと思います。

本日は、熱心にいろいろご意見、ご発言をいただきまして、どうもありがとうございました。有意義な意見交換ができたのではないかと考えております。

これで意見交換会を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)
恐縮でございますが、冒頭申し上げましたように、アンケート調査の方よろしくご回答
の上、ご退席いただければと思います。よろしくお願いいたします。

午後 12 時 45 分 閉会